

平成 2 2 年

赤平市議会第3回定例会会議録（第2日）

9月9日（木曜日）午前10時00分 開 議  
午後 2時33分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問  
2. 谷田部 芳 征 議員  
3. 北 市 勲 議員  
4. 植 村 真 美 議員  
5. 宍 戸 忠 議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏 名	件 名
2	3	谷田部芳征	1. 戸別所得補償制度の取り組みについて 2. 建設業退職金共済制度について 3. 公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保について 4. 有害鳥獣対策について
3	6	北市 勲	1. 指定管理者について 2. 市立赤平総合病院について 3. 後発医薬品について

順序	議席番号	氏 名	件 名
			4. 地場産業の振興について 5. エゾ鹿被害と鳥獣保護区域について 6. 教育行政について
4	8	植村 真美	1. 職員の労働災害、交通災害に関する危機意識の問題について 2. 庁舎内の有効利用について 3. 教育行政について
5	4	宍戸 忠	1. 集中豪雨被害について 2. 高齢者等の所在不明問題について 3. 介護サービス問題について 4. 住民の貧困問題について 5. 教育問題について

○出席議員 10名

- 1番 五十嵐 美 知 君  
2番 若 山 武 信 君  
3番 谷田部 芳 征 君  
4番 宍 戸 忠 君  
5番 林 喜代子 君

6番 北 市 勲 君  
 7番 太 田 常 美 君  
 8番 植 村 真 美 君  
 9番 鎌 田 恒 彰 君  
 10番 獅 畑 輝 明 君

○本会議事務従事者

議 会 事務局長 大 橋 一 君  
 " 総務議事 野 呂 律 子 君  
 " 担当主幹  
 " 総務議事 渡 邊 敏 一 君  
 係 長

○欠席議員 0名

○説 明 員

市 長	高 尾 弘 明 君
教育委員会委員長	田 口 敏 弘 君
監 査 委 員	小 椋 克 己 君
選挙管理委員会 委 員 長	壽 崎 光 吉 君
農業委員会会長	野 村 繁 君
副 市 長	浅 水 忠 男 君
総 務 課 長	町 田 秀 一 君
企画財政課長	伊 藤 寿 雄 君
税 務 課 長	吉 村 春 義 君
市民生活課長	栗 山 滋 之 君
社会福祉課長	伊 藤 嘉 悦 君
介護健康推進課長	斉 藤 幸 英 君
産 業 課 長	菊 島 美 時 君
建 設 課 長	熊 谷 敦 君
上下水道課長	横 岡 孝 一 君
会 計 管 理 者	保 田 隆 二 君
消 防 長	中 村 高 庸 君
市立赤平総合病院 事 務 長	實 吉 俊 介 君
教 育 委 員 会	渡 邊 敏 雄 君
" 教育課長	相 原 弘 幸 君
監 査 事 務 局 長	下 村 信 磁 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	町 田 秀 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 島 美 時 君

(午前10時00分 開 議)

○議長(獅畑輝明君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、2番若山武信君、9番鎌田恒彰君を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序2、1、戸別所得補償制度の取り組みについて、2、建設業退職金共済制度について、3、公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保について、4、有害鳥獣対策について、議席番号3番、谷田部芳征君。

○3番(谷田部芳征君) [登壇] 通告に従って始めます。

大綱1、戸別所得補償制度の取り組みについて、①、来年からの本格実施に当たっての取り組みについてお伺いをいたします。本年の作況は、5月まで低温と長雨により春の作業が大幅におくれましたが、6月から好天に恵まれ、7、8月の異常とも言える高温が続き、生育状況でも水稻で約1週間早く進んでいる状況であり、8月15日現在低温と高温の影響により分けつやもみ数が伸びなく、全道、全国的に

作柄は平年並みとのことであり、間もなく収穫を迎えようとしております。しかし、このような状況の中で過剰米対策が問題となっており、本年6月末における政府と民間業者合わせて在庫量は316万トンを超え、10年産米が平年作以上になれば、さらに20万トンも増加をし、過剰米に拍車がかかり、米価の下落を招くことになり、現に下落は避けられないとの報道もあり、収穫を迎え、素直に喜べない状況であります。また、去る8月10日発表されました食料自給率も米の消費減や輸入小麦の値下がり等によって消費が増し、カロリーベースで3年ぶりに1.3ポイント下がり、40%に落ちております。

さて、そうした中、本年より戸別所得補償制度のモデル対策が実施されており、新たな農業政策として農業者の関心も高く期待も大きいのですが、対策の中身が不透明な部分もあり、これは要因の一つとして11年度予算要求基準では一律1割削減など厳しい歳出抑制方針が影響しているものと考えられます。この制度の中で課題を幾つか挙げれば、1として米価下落対策、2として水田利活用自給率向上事業の地域の実情に即した転作支援、そして3として財源の確保であります。米の過剰在庫により、米流通業者による戸別所得補償の10アールに当たり1万5,000円を当て込んだ米価の値下げ要求が危惧され、さらに今年度から米の価格を保障する集荷円滑化対策を実施しないとのことでありますし、生産コストが総体的に高い中山間地域では全国一律の交付単価では不利なことから、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全対策の拡充が不可欠であります。また、水田利活用事業では、1年限りとされていた激変緩和措置が発展的に解消し、都道府県の裁量で地域特産物の振興に充てるため産地資金と名を変え、来年度も認められ、将来的にこの制度内容の確立が望まれております。財源につきましては、今年度分の5,618億円は来年度も確保される見通しですが、来年度本格実施に当たって畑作も含め1兆円規模の金額を見込んでおり、全体として厳しい予算内容であると聞いております。今年度のモデル対策に当た

り、本市の加入状況は該当する農業者は全員加入と伺っておりますが、JAたきかわとともに水田農業推進協議会の実務にかかわり、窓口となっている行政としてモデル対策や来年からの本格実施に向けて本市の実情に即した取り組みについて伺いをいたします。

大綱2、建設業退職金共済制度について、①、制度運用の状況について。建設業に従事する労働者のために、公共工事に携わった場合には建設業退職金共済制度、いわゆる建退共が適用になりますが、本市における実態について伺いをいたします。

本市におきましても赤平市発注工事にかかわる建設業退職金共済制度加入に関する履行確認事務処理要領なるものがあり、平成15年4月1日から施行されております。目的として、建退共制度の加入促進と、その円滑かつ適正な履行を確保することとしており、制度加入状況届の提出条項では、市長は工事締め切りの日から1カ月以内に建退共制度加入状況届を当該工事の元請負人に提出させるものとなっております。証紙張りつけ実績の報告、これは手帳への証紙張りつけということではありますが、この条項では市長は、工事完成時に元請負人及び下請をさせた場合には、当該下請負人が雇用した制度対象労働者への建退共証紙張りつけ実績を建退共張りつけ実績報告書及び建退共証紙張りつけ実績内容内訳書により元請負人に提出させるものとなっております。また、工事監督の対応条項といたしまして、1つには元請負人に建退共制度に対する意識の高揚を図るため、制度適用事業主工事現場の標識を各工事現場等に掲示することを指導したり、2つ目には事務処理能力が十分でない下請業者には元請負人が代行することを指導したり、3つ目には元請負人が下請負に契約をする場合は下請負人が雇用する建退共制度の対象労働者数及びその延べ就労日数を的確に把握するとともに、これら対象労働者について必要となる建退共証紙を一括購入し、現場により下請負人に交付することなどと指導することとなっております。現在は、構造不況の中で建退共証紙

には下請負、孫請負労働者のところまで届いていないかのように聞こえております。また、証紙も平成15年10月より1枚310円で推移しておりますが、落札額に応じた証紙の割合枚数は守られているのかどうか疑問であります。建退共証紙の積み重ねは、下請労働者の生活に大きく影響してまいります。現在本市の制度運用の状況はどうなっているのでしょうか、伺いをいたします。

大綱3、公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保について、①、本市における労務単価と賃金の実態について伺いをいたします。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律では、職人、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適正に行われるようにとされております。現実には元請、下請関係は利益が上に厚く下に薄いととられており、元請契約の際の設計施工の積算に当たって計上されている労務単価が下請にいくほど減額され、実際の施工業者や労働者、職人に支出される賃金額は低くなっているのが実態ではないでしょうか。国の補助金事業を初め、国の直結工事などで用いられる公共工事の設計労務単価は、国土交通省と農林水産省によります2省協定賃金ということですが、それぞれの地方によりこれを準用して単価設定をしており、言うなれば北海道単価、空知地方単価があり、最近のように不況が長引き、公共事業が目減りをする、それぞれの施工単価や労務費が引き下げられるおそれがあります。本市における最近の労務単価と賃金の実態について伺いをいたします。

また、発注価格に対しての落札者、落札価格によっても下請業者への労務費に大きく影響してくると思われませんが、現在本市における入札予定価格と落札価格との価格差関係はどのようになっているのでしょうか、傾向についてあわせて伺いをいたします。

②、公契約法の制定について。公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律、公契約法の制定について伺いをいたします。現在組織労働者により、公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保さ

れるよう、公契約の制定に向かったの運動が進められておりますが、諸外国においては1949年6月にILOで採択された第94号条約、いわゆる公契約についての労働条件に関する条約、これが批准され、公契約にかかわる賃金を確保する法律、いわゆる公契約法の制定が進んでおります。日本においては、経済大国と言われたバブル時期までは日本全体の経済状況が良好なので、その必要性がなかったのかもしれませんが、その後の長引く不況の中で倒産、リストラが相次ぎ、労働者の日常生活を確保するためにはなくてはならない法律の一つであります。現在公契約の取り組みをしている自治体は多いのですが、制定をしている自治体はまだ少ないと思います。ポスト石炭後の労働者のまち赤平市であります。労働者が疲弊している現状のもと、その取り組みについて当市の考え方がありましたら、お伺いをいたします。

次、大綱4、有害鳥獣対策について。これまで何回か質問をしておりますけれども、再度お伺いをいたします。①、駆除の強化について。北海道におけるエゾシカの繁殖は、平成21年の1年間で12万頭増加し、64万頭という異常な繁殖であります。したがって、農林業被害も21年度では実に50億円を突破し、過去最高となっております。道内西部地区での繁殖が多いとされており、頭数の削減が急務とされているのであります。当市においても十数年前よりエゾシカが頻繁に出没し、畑作物、水稲問わず食害され、その対策として中山間地域直接支払制度や農地・水・環境保全事業、あるいは自己負担により電気牧さくや防護ネット張り、さらに駆除と対応してきましたが、繁殖を抑えるまでには効果が上がらず、深刻な状態であります。一方、アライグマも捕獲を進め、一時減少しましたが、ことしは各地で昨年より早いペースで捕獲されているとのことでもあります。さらに、近年アオサギの繁殖も多く、今後新たな問題となることが予想されております。これまでエゾシカ、アライグマに対し関連する事業や制度を利用しながら行政としても努力されてきましたが、絶対

数を減らすまでには至っていません。これは、他の市町村も大変苦慮していることでもあります。このたび北海道も実態を深刻に受け、道内市町村へ駆除費用の半額を財政支援するとのことであり、緊急対策に使う地域づくり総合交付金特定課題対策事業として1億円を予算計上しております。さらに、生態系保全のため禁猟とされていた地域の見直しも図ることであり、当市も今定例会に補正予算に計上されておりますが、ぜひこの事業を有効利用し、さらなる効果を上げていただきたいと思います。

②、猟友会との連携についてお伺いをいたします。今まで駆除や捕獲については、猟友会にゆだねてきたところですが、猟友会も限度があると思います。そこで、昨年シカのくくりわな猟の資格を8名の農業者が得たと伺っておりますが、今後有資格者をふやし、猟友会と連携して効果ある対策を進められてはどうかと思います。お伺いをいたします。

1回目終わります。

○議長（獅畑輝明君） 菊島産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱1、戸別所得補償制度の取り組みについて、①、来年度からの本格実施に当たっての取り組みについて答弁させていただきます。

赤平市の現状につきまして、今年度のご質問のとおり水稲の生育状況が1週間早く進んでいる状況で、作柄は平年並みとのことですが、ことしは昨年デビューしました水稲品種ゆめぴりかの作付面積が伸びており、赤平市の農業生産額の底上げが期待される場所です。しかし、先月の8月23日から24日の早朝にかけての大雨による農作物への影響が出ていることから、水稲も含めこれから収穫されるすべての農作物について品質、収量などについて心配される場所です。

さて、戸別所得補償制度の取り組みに当たり、8月末現在の赤平市の米モデル事業などへの加入状況ですが、配分農業者127戸のうち自己保全管理による非該当者7戸を除き、米作付及び転作による該当者120戸全戸が加入となっております。

ご質問のとおり、米モデル事業につきまして赤平市水田農業推進協議会が本対策の地域窓口となっており、協議会事務局としてJAたきかわ営農振興部と赤平市産業課農林係が実務に当たっております。このことも踏まえ、赤平市として赤平市水田農業推進協議会への実務事務や情報提供などの協力、北海道農政事務所や北海道への取り次ぎ等の事務を行っているところであります。また、市としまして今年度より第3期対策が始まる中山間地域直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策など、既存交付金に取り組む集落や活動組織についてのサポートや赤平市農民協議会などの農業団体からの要請による戸別所得補償制度に関する説明などを行っております。今後国の時限対策として米所得補償事業の本格実施や畑作物の戸別所得補償事業など国主導の政策が多様化していくことから、赤平市水田農業推進協議会を通じ市内農業者への情報提供などを行うとともに、中山間地域直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策などの事業にも積極的に取り組めるよう農業者をサポート及び情報提供し、赤平市の農業振興に努めていく所存ですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 大綱2、建設業退職金共済制度について、①、制度運用の状況について申し上げます。

建設現場で働く労働者の退職金の制度の加入促進とその円滑かつ適正な履行の確保のため、平成15年4月1日に施行いたしました赤平市発注工事に係る建設業退職金共済制度加入に関する履行確認事務処理要領によりまして、建設業者が当該制度に加入することを勧奨してきておりますが、赤平市の元請業者においては建設業退職金共済制度もしくは中小企業退職金共済制度に加入している状況でございます。工事監督員におきましては、この処理要領に基づいて指導しているところでございますが、工事締結日より1カ月以内に建設共済制度加入状況届の提出、工事完成時には下請負人を含めた建退共証紙貼付実

績報告書及び建退共証紙貼付実績内訳書を提出させ、確認しているほか、工事現場におきましては制度に対する意識の高揚を図るため、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識、これを掲示することや元請負人、下請負人に制度の趣旨や対象労働者数等の把握など指導に努めているところであります。現時点におきましては、証紙の貼付を受けていない人や手帳を持っていない方がいるという情報等はございませんので、そのような実態について今のところ把握してはございませんが、仮にそのような場合、申し出等がございましたら、必要に応じまして工事監督員は元請負人に対し聞き取りや証紙の受け払い簿並びに共済手帳、その他関係資料の提出を求めることができるよう平成17年に要領を改正し、対応することとしてございますので、ご理解賜りたく存じます。建設業退職金共済制度につきましては、今後も指導してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

引き続き、大綱3、公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保について、①、本市における労務単価と賃金の実態について申し上げます。公共工事の積算に使用する労務単価につきましては、ご承知のとおり、農林水産省及び国土交通省が公共工事に従事する労働者の県別賃金を職種ごとに調査いたしました。その調査結果に基づいて決定いたしました公共工事の積算に用いる公共工事設計労務単価を使用しており、国土交通省のホームページにおいて公表されているものでございまして、単価につきましては都道府県別に設定されており、北海道単価を公共工事の積算に用いているところでございます。しかし、この労務単価は、公共工事費の積算に用いるものでございまして、業者が実際に労働者に支払う賃金を決めるものではございませんし、賃金は地域の事情、企業の事情、雇用の需給関係、労働者の技能、資質、あるいは物価動向などいろいろな事情を考慮した中で決まっているものだと考えております。赤平市内の労務単価の実態につきましては、2年ごとに調査をされます労働基本調査報告書平成20

年度版におきまして、建設業における労務系の時間給は男1,012円、女879円でございますが、これは平成21年10月発行の北海道最低賃金678円を超えている状況となっておりますので、ご理解いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

また、落札率の動向でございますが、平成19年は83.89%、平成20年は88.13%と低くなってございましたが、平成21年度で93.00%、今年度8月末現在では95.22%と上がってきてございます。これは、平成19年度及び平成20年度につきましては、発注数自体が少なかったこと、平成21年度以降につきましては緊急経済対策などで比較的多く発注できたこと、さらに平成20年度より最低制限価格を設けておりますが、最低制限価格を設定した入札の件数もふえたことによる影響が出ていると思われまします。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、②、公契約法の制定について申し上げます。市が発注する公共工事等につきましては、契約本来の目的でございます適正な履行の確保に加え、下請を含めた受託企業の労働者の労働条件が適正であることが重要であると認識しております。昨年9月末に全国で初めて制定されました千葉県野田市の公契約条例も同様の趣旨で制定されたものでございまして、先導的な取り組みであると考えておりますが、本市におきましては契約の適正な履行と業務の質を確保するため、制限つき一般競争入札に付そうとするときは、原則として予定価格が1,000万円以上の工事は最低制限価格の設定を行うなどとしており、ダンピングの防止や労働者の適正な労働条件の確保に留意しているところでございます。本市といたしましては、今すぐ公契約条例を制定する考えはございませんが、今後も公契約基本法の制定など、国の動向や各市の状況などを注視してまいりたいと考えており、これからも引き続き国からの下請契約における代金支払いの適正化等の通知を踏まえまして、受注業者に対しまして関係法令の遵守と適正な下請契約を行うよう指導の徹底を図るとともに、あわせて地元中小企業者の受注機会の確保に努めてまいりたい

と考えておりますので、よろしくご理解賜りたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 菊島産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱4、有害鳥獣対策について、①、駆除の強化についてと②、猟友会との連携について、関連事項でありますので、続けて答弁させていただきます。

近年有害鳥獣に関する農業被害が増加の一途をたどっている現状にあり、シカによる稲の食害などが多発しているところであります。シカについては、地元猟友会による個体数調整捕獲を行っており、平成19年度は45頭、平成20年度42頭、平成21年度は25頭を捕獲し、現在平成22年度は8月現在で65頭と過去最高の捕獲報告を受けております。本市といたしましては、今回北海道による緊急対策による補正額の2分の1を補助する特定課題対策事業、地域づくり総合交付金を活用し、追加捕獲数を30頭増加の目標を掲げ、実施する予定となっております。さらに、全道規模の調査では、地域の細かな状況はわからない、結果が出るまで時間がかかる、積雪などの変化に対応できないなどを解消するため、今回エゾシカの越冬地調査を目的とし、あわせて捕獲の実施ができる緊急雇用創出推進事業により、調査結果をもとに冬期間における捕獲作業の参考とする予定となっております。

次に、ことしの2月に8名の農業者がわな猟免許を取得され、有害鳥獣駆除活動を行っており、本市といたしましてもその活動に対し期待しております。また、猟友会との連携を図れば、ある程度の捕獲数も確保できると思っておりますので、これから来年度に向けて協議してまいります。今後もわな猟免許取得者、地元猟友会及び関係機関と連携図りながら有害鳥獣の駆除に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 谷田部芳征君。

○3番（谷田部芳征君）〔登壇〕 それぞれご答弁ありがとうございました。再質問はございません

が、一、二点申し上げ、私の質問を終わりたいと思います。

大綱1の戸別所得補償制度は、農家の販売価格が生産費を恒常的に下回っている品目を対象に差額を交付することにより、経営の安定や国内生産力の確保を図り、食料の自給率向上、農業の多面的機能を維持することを目的としておりまして、自由化を視野に入れた国が直接財政を支援する制度であります。来年から畑作を含む本格実施に向けて、モデル対策のことはテストケースでもあり、まだ不透明な部分もあるわけですが、農政事務所等の情報を得ながらもこの制度の適切な活用を図っていただきたいと思っております。

大綱2の建退共証紙については、末端までの追跡調査が必要でありますので、今後の扱いについてはよろしくお願ひしたいと思います。

以上申し上げて、私の質問を終わります。

**○議長（獅畑輝明君）** 質問順序3、1、指定管理者について、2、市立赤平総合病院について、3、後発医薬品について、4、地場産業の振興について、5、エゾ鹿被害と鳥獣保護区域について、6、教育行政について、議席番号6番、北市勲君。

**○6番（北市勲君）**〔登壇〕 通告に基づき、質問をさせていただきます。それぞれのご答弁をよろしくお願ひ申し上げます。

大綱1、指定管理者について、①、赤平市保養センター外3施設の指定管理者の選定の進捗状況についてお伺いをいたしたいと思っております。本年3月議会におきまして、保養センター外3施設の指定管理者につきましては、条例に沿った公募により公平な指定をすべきであるということで再度公募についての検討をしていただきたいということで今議会は、赤平議会は1年限りの指定ということで議決をさせていただきました。平成22年度も既に6カ月を過ぎようとしております。今までの議会答弁、それから6月の議会答弁におきまして同僚議員等から指定管理者についての進捗状況の質問がございましたが、公募によるメリット、デメリットを再精査し、行財

政改革第三セクター専門部会で協議を重ね、さらに判断をし、方針が固まり次第、議会等に報告をしていただけるのでということで、もう少し時間が欲しいという答弁をいただいたと記憶しております。ご存じのように、指定管理者を指定するということは、民間企業の参入を認め、施設管理運営のコストの削減と市民サービスの向上が目的であり、だからこそ公募により指定をしてくださいと、このように条例でうたわれております。しかし、ここに至るまで一度も説明もなく、今議会において進捗状況をお尋ねする次第になったわけでございます。中身としては、先ほど申し上げましたメリット、デメリットによる再精査については結果が出たのでしょうか。また、行財政改革第三セクター専門部会が何回開かれ、どのような議論をされたのか、ぜひ市民の前に明らかにしていただきたい。そういう意味で質問させていただきますので、どうぞご答弁のほどよろしくお願ひを申し上げます。

大綱2、市立赤平総合病院についてお尋ねをいたします。病棟改築の考え方についてお尋ねをいたします。市立赤平総合病院に勤務されている職員の皆様には、市民の命と健康を守るために地域の役割を踏まえ、現診療体制を維持し、患者サービスの向上に努め、さらに病院の経営健全化を目指し、努力されていることに大いに評価をし、感謝もしております。

さて、現在進められております経営健全化計画は、医師確保はもちろんのこと、看護体制のセンター化等実施し、平成24年までに病院規模を縮小し、病床を一般病床60床、療養病床60床にすると、そういうことになっております。そこで、この一般病床60床と療養病床60床をどのような形でつくっていくのか、現病棟は築後45年を経過しており、大変劣悪な環境にあることは皆さんご存じのとおりだと思います。耐震上にも問題もあり、補修して使っていくことは非常に無理がある、そういう意味で病棟をどうするのか、少なくとも経営健全化計画を目標どおりに達成し、将来にわたり赤平市民に安定した経営

のある医療を提供するには、今病棟改築の議論は避けては通れないはずである。ぜひこの一般病床60床、療養病床60床についてどのように考えておられるのか、お考え方をお聞かせいただきたいと思います。

大綱3、後発医薬品について、赤平市における使用状況と差額通知についてお尋ねをいたします。今、国民医療費が35兆円に達しようとしております。厚生労働省は、医療給付費適正化の取り組みとして、後発医薬品希望カードの送付と先発医薬品の後発医薬品に切りかえた場合の自己負担軽減額を示した後発医薬品利用差額通知を出すように指導していると思います。ご存じのように、後発医薬品とは、新薬、いわゆる先発医薬品の特許が切れた後に発売される医薬品で、研究、開発及び治験コストが削減され、一般的には安い価格で売られております。厚生労働省は、平成24年度までに数量ベースで後発医薬品シェアを30%まで持っていき、このために希望カードの送付と差額通知の実施率の向上を目指す考えでもあります。特に差額通知の取り組みは、被保険者の意識を変え、後発医薬品シェアを高めることができるので、本年5月20日までには北海道10市を含む全国で42市町村が実施しております。この近隣市では、砂川市では本年1月、滝川市では本年2月に既に実施しております。

そこで、赤平市の使用状況と差額通知をどのようにされているのかお聞かせ願いたいと思います。

大綱4、地場産業の振興について、①、住宅産業への支援についてお伺いをいたします。住宅産業の振興は、第5次赤平市総合計画推進の重要な役割でもあり、地域の雇用と経済を支える、かつ定住促進に効果のある基幹産業の一つであると思っております。私どもは、赤平市が所有する遊休地の有効活用を促進するために、貸し付けによる活用法を提案してまいりました。このたび定期借地権制度が広報あかびら9月号にて市民に知らされ、手持ち資金が少なくてもマイホームが持てる、このような大変すばらしい政策であると大いに評価をいたしているところでもございます。私どもがこの政策を進めるに当

たって市内建築業者の振興を図るために、参入しやすい条件等を企画していただきたいと要請もいたしました。広報あかびらによりますと、市内業者に施工を依頼した場合は保証金を50万円から30万円に引き下げる、このようなことでございますけれども、保証金の引き下げだけでは私はインパクトは弱いのではないかと、これで市内業者へ建築依頼をするのはそう多くはないのではないかと、そのような気もいたしております。さらなる施工主にメリットがあるような、赤平市の建築産業が参入しやすいような考え方あれば、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

次に、現在進められております安心住宅助成事業についてお尋ねをいたします。この施策も市内建設産業の振興として大変いい支援策であると、これも大いに評価をしております。担当課の説明によりますと、7月末日までで16件の工事を受け付けていると報告を受けましたが、内容についてはリフォームが14件、老朽住宅除却が1件、耐震改修が1件ということで合計16件となっておりますが、私はよそよりも少ないのではないかと、これは私の個人的感想でございますので、担当課としてはこれをどのように考えておられるのか、評価しているのかお聞かせを願いたいと思います。本年度は、住宅産業支援策として先ほど申し上げました定期借地権制度や安心住宅助成事業と地場産業の振興に大きく寄与できるような施策が出されてきました。ただ、地場産業がこれに対してどう受け取るのか。これだけ行政が支援策を出しても、事業をしていただける企業がどう受けとめてくれるのかによって赤平市の産業振興に大きく影響を与えると、このように思っておりますので、ぜひ地場産業がこの政策に対してどう向いているのか、もしわかることありましたら、お知らせ願いたいと思います。

大綱5、エゾシカ被害と鳥獣保護区域について、赤平市の被害及び駆除状況と保護区域の見直しについてお伺いをいたします。前段同じ質問が同僚議員からございましたので、重なるところがございませけれども、簡潔な答弁をお願いいたしたいと思います。

す。道がエゾシカによる被害額が既に50億円を上回ると、こういう過去最大の農林業被害が出ていると。特に地域別では、空知は西部地区に該当し、宗谷、胆振、石狩、留萌、日高管内の中にこの空知が入るわけで、赤平市もこの中に入っております。生息数は、2009年で64万頭とのことでございましたが、先ほどの答弁にもございましたが、被害額はちょっと出ておりませんが、駆除数は今年度8月末で65頭と先ほど担当課長からの答弁で理解をいたしました。赤平はどのぐらいシカによる被害が出ているのか、その辺のところをちょっと教えていただきたいと思っております。

それから次に、赤平市に隣接する鳥獣保護区域につきましては、20年ごとの更新ということで直近では平成18年に更新されたと聞いておりますが、近年の異常なエゾシカ等の有害鳥獣のふえ方について区域の見直しについて検討する必要があるのではないかと、赤平市単独でできる区域設定はないと思っておりますが、これについてどのように考えておられるのか、考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

大綱6、教育行政について、赤平市内小中学校の統廃合の進捗状況についてお尋ねをいたします。現在の学校の配置は、小学校の複式学級の解消と中学校の複数学級の実現を目指し、平成17年に百戸小学校と茂尻小学校の統合から始まり、現在は小学校5校、中学校2校となっております。本年、平成22年度の教育行政執行方針で予想を超えた少子化により目的どおりの学校規模になっていないことから、より教育効果の高い一定の学校規模を維持することが重要であると、今後の学校配置設計について取り組んでいくという答弁をいただきました。学校の耐震の問題もございました。これは、急ぐ必要があるのではないかと思いますので、今までどの程度の取り組みをされてきたのか、その進捗状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（獅畑輝明君） 浅水副市長。

○副市長（浅水忠男君） 前定例会におきましても

指定管理者の選定基準の準備についてご質問がありましたけれども、この題目であります赤平市保養センター外3施設の指定管理者選定の進捗状況につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

第三セクターの専門部会では、公募する場合におけるメリット、そしてデメリット、あるいは公募しない場合のメリット、デメリットにつきまして協議をしたところでありますが、初めに公募をする場合のメリットといたしましては、民間事業者等に公平に参画機会を提供できること、また企画コンペ等の評価によって複数の業者を選定できるということが挙げられております。一方のデメリットといたしましては、民間事業者は特に当たり前のことでありますけれども、営利を目的としておまして、営利を追求することによるその結果によっては契約解除の可能性あるだろうということも考えられるという判定をいたしております。また、公募をしないメリットといたしましては、これまでの事業実績から継続運営の安定性が確保されること、そして地元雇用の継続雇用が可能となるなどが挙げられております。また、一方では、大幅にサービスを向上させるためには、当然温泉を初めといたします各施設の利用料金の値上げ、あるいはまた市からの委託料の引き上げ、さらには社員の増員とか、そういうものが必要と考えておりますが、現状では利用料金の値上げや委託料の引き上げ等というのはなかなか困難な状況にあるというふうに考えております。以上の点が現状における専門部会での協議結果の一つであります。この間部会自体は1度しか開催をしておりませんが、産業課が中心となりまして各委員からの課題の取りまとめをしたところであります。部会の開催に関係なく、日常的には市長と随時協議をいたしております。また、空知の温泉ネットワークに加盟をいたしております温泉施設を有する管内の14市町町に対しまして、現在12市町の温泉施設の状況についてお伺いをいたしました。公募をしている市町が2市町ありまして、公募をしていない市町が8市町であります。その主な理由といたしましては、施

設の運営をするために設立した公社であると、いわゆる会社であると、また公社を設立をした経緯があると、あるいはこれまでの蓄積したノウハウがあると、こういったことから公募をしていないところが8市町あるようであります。また、2市町につきましては、温泉施設を公社自体に売却をしたようであります。平成17年の第3回定例会におきまして、赤平市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例の制定についてのご審議をいただいた際に、ご存じかと思いますが、意見の一つとして施設の性格、機能等にふさわしい団体の実績、専門性、人材の蓄積、地域雇用の確保等を考慮し、市内団体を優先し、申請を求めることといった意見書も付されたところでありますので、現実的には赤平振興公社以外には地元の参加が難しいといったこともあるかなというふうに思っております。この点につきましては、判断材料の一つとして考えていかなければならないという専門部会の議論として挙がっております。さらに、一般的に経営者と言われる方、ホテル業者とかそういう方は市内にはおりませんので、一般的に経営に対するノウハウを有する市内の経済関係者の方々とも意見交換が必要であろうということに加えて、さらにまた空知管内の温泉施設についても引き続き実態を伺うこととしておりますことから、公募の有無における最終的な判断には至っておりませんが、このことも逐次理事者に報告をいただいております。このような第三セクター専門部会からの協議結果の報告を受けまして、私といたしましても個人的には、昭和57年に設立をされました株式会社赤平振興公社は、同年から赤平山スキー場の管理運営から始まった経緯と、その後2年後にはじんかい収集業務や今日のエルム高原の関連施設を管理運営している経過を考えると、このことも判断材料の一つにしなければならないというふうに考えているところでございます。

なお、今後におきましては、これまで産業課並びに第三セクター専門部会において調査をいたしました結果がまとめ次第、また経営に対するノウハウ

を有する経済関係者の方とも意見交換を行った上で常任委員会を通じましてこれまでの調査結果におきまます資料等を提出し、随時報告をさせていただく考えでありますので、ぜひご理解をよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 實吉病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 大綱2、市立赤平総合病院について、①、病棟改築の考え方についてお答えいたします。

市立病院では、既にご承認いただいております経営健全化計画を遂行し、健全な病院経営の実現が最大の課題でありますことから、まずは経営の効率化を図り、持続可能な安定した経営の確保を最優先に考えていく必要があると認識しております。ご指摘のとおり、病棟の建物自体築47年を経過しており、今後もさらに修繕が発生することも考えられますことから、将来には一般及び療養病棟に給食施設も考慮した病棟建てかえの必要性も十分認識しております。そこで、今般の赤平市過疎地域自立促進市町村計画の中で病院整備事業を平成27年度までの事業計画として掲げておりますが、建てかえの有効な財源であり、効果的な活用でもある過疎債並びに病院事業債を活用するためにも現時点での健全化計画の遂行が最優先であり、患者さんにはできる限りご不便をおかけすることのないよう努めながら、経営の安定化と不良債務の解消に向けて一層努力してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 栗山市民生活課長。

○市民生活課長（栗山滋之君） 大綱3、後発医薬品について、①、赤平市における使用状況と差額通知について。

最初に、国の方針や取り組み状況についてご説明いたしますと、厚生労働省では人口の高齢化とともに年々増加を続けている医療費を抑制するために、その対策の一環として後発医薬品の使用促進を図つ

ているところであります。後発医薬品とは、新薬である先発医薬品の特許が切れた後に発売される先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能、効果を持つ医薬品のことであり、その価格が安価なことから、患者さんの自己負担の軽減と医療財政の改善に期待をしているところであります。この後発医薬品の全国シェアは、平成21年9月現在で20.2%を占めていますが、約半分が後発医薬品で占められている欧米に比べますと普及率がかなり低いことから、国では平成24年度までに30%以上普及させることを当面の目標としているところであります。

次に、市の国民健康保険事業における取り組み状況や現状についてご説明をいたします。国の医療費抑制のための後発医薬品の使用促進は、私たち保険者におきまして直接的に財政改善が図られますことから、当市におきましても国と同様にこれらの取り組みを進めていく考えであります。この事業を円滑に進めていくため、市内の医師会や薬剤師会とも協議を行い、賛同いただいておりますが、市の主な取り組みといたしましては昨年9月の保険証の更新の際に全被保険者に後発医薬品を推進するためのパンフレットの送付を行い、窓口でも同様にパンフレットの配付を行っております。また、被保険者の中から後発医薬品を使用されても問題が起こらない主に生活習慣病の患者さんを選定し、後発医薬品にかえた場合に先発医薬品、いわゆる新薬との価格が比較できる通知文書を送付し、後発医薬品の促進を行っております。現在当市の国民健康保険の被保険者が後発医薬品を使用している割合についてですが、平成21年8月診療分から平成22年1月診療分までのデータでは約28.9%となっており、全国平均より若干高い傾向を示しております。また、本年7月に先ほどご説明をいたしました後発医薬品への変更が可能な患者さんへの通知文書の発送につきましては28件行っており、今後も引き続き対象者を慎重に選定し、通知文書による使用促進の効果を期待するものであります。

最後になりますが、後発医薬品につきましてはま

だ十分にご理解されていない被保険者の方々もおりますので、今後も啓発活動に力を注ぎながら、さらなる後発医薬品の使用促進を図ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 熊谷建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 大綱4、地場産業の振興について、①、住宅産業への支援についてお答えさせていただきます。

住宅産業等の建設産業は、社会資本整備や豊かな自然の保全や安全な生活を支えるなど重要な役割を担っており、地域の雇用と経済を支える基幹産業ともなっております。本市においては、産業別就業者数に占める建設業は、平成17年度国勢調査の数値ではありますが、サービス、製造、卸・小売・飲食店に次ぐ4番目に多く、割合としては11.1%と重要な産業と認識をしております。

さて、豊丘南団地につきましては、定期借地権制度を取り入れ、8区画を借地区画として用意させていただきました。契約期間は51年と長期のため、契約期間内で子供などに転貸することもでき、土地を購入する場合よりも少ない資金で住宅を取得できるものとなっております。なお、ご案内のとおり、保証金は50万円となっておりますが、市内の建設業者に施工を依頼すると30万円とさらに有利になりますよう設定させていただいております。このほか、分譲地を新たに購入され、新たに家を建てられる方なども対象に、以前実施をしておりました住宅建設等促進奨励助成金についても市内建設業者を利用いただいた場合に有利になるよう再度実施できないか検討中でございます。

また、安心住宅助成事業につきましては、住宅改修に要する費用の一部を助成することにより、安心して住み続けられる住まいづくりと居住環境の向上に資するとともに、市内住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図ることを目的として当面3カ年事業の予定で本年5月1日より実施をしております。これまでの制度の利用状況につきましては、交

付申請件数が19件あり、助成要件である所得を超えていることから、却下したものが1件、交付決定したものが18件で、内訳としましてはリフォームが15件、耐震改修が1件、解体工事が2件で、助成予定金額は約290万円となっており、経済効果としては2,900万円ほどとなっております。今後の申請の見込みでございますが、年間50件程度を予定しておりましたので、これまでの4カ月で18件の利用ですので、おおむね予定をしていた状況にあり、現在も数件の問い合わせがございます。これからの季節の関係や市内建設業者が受注できる量等から今後の申請件数のペースは落ちるかもしれませんが、今後も多くの方に利用をいただきたく改めて広報あかびら9月号にて制度について案内をしたところでございます。

この制度に対する市内建設業者の反応等につきましては、情報の提供など、建設業振興を考慮し、受付窓口を地元建設業協会で行っておりますが、建設業者それぞれの営業努力などにより、受注量に差が出ている状況にはあります。今後建設業協会等を通じ、建設業者の方々も制度の周知や受注の確保に向け努力をしていただければと思っております。

建設産業の振興は、第5次赤平市総合計画における住環境整備、少子化対策と同様に重点プロジェクトに位置づけられております産業振興でもありますので、これからも住宅産業と建設産業に対して市が支援をできるどのような方策があるのかを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 菊島産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱5、エゾシカ被害と鳥獣保護区域について、①、赤平市の被害及び駆除状況と保護区域の見直しについて。

全道的にエゾシカによる農業被害が増加している中、本市においても例外ではなく、深刻な状況にあります。平成21年度において聞き取りによる有害鳥獣被害調査を行ったところ、エゾシカによる被害額は394万円となり、そのうち76%に当たる298万9,000円が水稻の被害となっております。また、地元猟

友会による個体数調整捕獲数は、平成19年度45頭、平成20年42頭、平成21年度25頭、平成22年度は現在までに65頭と過去最高の捕獲数となっております。本市といたしましては、北海道による緊急対策で補正額の2分の1を補助する地域づくり交付金を活用し、補正で上げております追加捕獲数として30頭を増加目標に上げて実施する予定となっております。

それと、鳥獣保護区の見直しについてですが、本市にはアカゲラ、フクロウ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため森林公園からエルム高原にかけて昭和41年より幌岡鳥獣保護区に指定されております。しかしながら、積雪時には移動性、水飲み場及び隠れ場所などの条件がそろわぬのが越冬地になると言われ、その鳥獣保護区がエゾシカ繁殖の温床となることが想定されています。また、鳥獣保護区の縮小、廃止等の見直しは可能ではありますが、鳥類などの保護も大事であり、慎重な協議が必要とされております。

また、本年度緊急雇用創出推進事業を活用し、鳥獣保護区内のエゾシカの越冬調査を行い、さらには有害鳥獣捕獲期間である4月から10月末までに現状のままにおいても鳥獣保護区内の捕獲が可能でありますので、この期間においては捕獲を行っていきたいと思います。またそれに伴って農林被害の軽減に努めていけると思いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 相原教育課長。

○教育課長（相原弘幸君） 大綱6、教育行政について、①、小中学校統廃合の進捗状況についてお答え申し上げます。

現在の学校教育条件整備具体化構想は、平成16年度から開始されましたが、平成15年に学校教育条件整備審議会の答申によって計画されたものであります。計画は、向こう10年間の計画を示しておりますが、当初の目標としていました小学校での複式学級の解消、中学校での学年複数学級について急激な少子化の影響から今後の確保が難しい状況となり、子

供たちへの適正規模での教育環境を提供するためにも新たな学校教育環境整備の計画が必要との判断から、前倒して準備に入るとしたところであります。

そこで、現在までの進行状況ですが、学校教育条件整備審議会規則にのっとり進めることとなりますが、委員の選定について現行規則には公募委員の規定がないため、最近の世情に合わせて公募委員の規定について規則の改正を行い、市広報とホームページで募集を行ったところであります。公募委員の申し出はありませんでしたが、現在委員の選考も終わり、この10日に第1回目の審議会を開会することとなっております。当日は、委嘱状の交付を行い、学校教育環境の条件整備についての方策について諮問を行った後、実質的な話し合いに入らせていただくこととなっております。今後は数回の会議を経て答申をまとめていただくこととなりますが、現在までの状況としては以上のとおりでありますので、ご了解くださいますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 北市勲君。

○6番（北市勲君）〔登壇〕 それぞれの答弁、大変ありがとうございました。何点か再質問をさせていただきます。

まず第1点目に、先ほど指定管理者についてのお答えの中に公募する場合、それから公募をしない場合のメリット、デメリットをいただきました。それから、公募をしたところが2つあって、それからしていないところが8カ所と、こういうことでございましたけれども、特に公募をしないメリットの中に民間業者であれば営利を追求するから危ないのだと、そのような感想として受け取りました。では、今の振興公社、私は振興公社がだめだなんて一言も言っていません。何となく先ほどの答弁聞いていますと、私どもが振興公社がだめなごときの答弁だったように思いますが、私の勘違いでしょうか。私は、今の振興公社でさえ民間企業であると、あれ株式会社ですから民間ですよ、間違いなく。そういう意味で公平な扱いで市民にサービスの向上を提供するよう

にさせていただきたいと、こういうことを申し上げているので、何か答弁聞いていますと、今の業者がまるっきりだめなような、私がだめだと言っているような、そういう印象を受けるのです。何か勘違いをされて答弁をされているのではないかと、そのように思ったのですが、私の勘違いであればいいと思っています。私は、エルム高原というのは、この保養施設を含む3施設は赤平市の大事な大事な観光資源だと思っておりますし、今年6月に流先生の彫刻の設立も喜んで参加いたしました。この3月から1年間猶予を議会が与えたのは、決して中途半端な気持ちで我々は議決したのでないです。赤平市議会は、もう一回真剣に考えていただきたいという、そういう意思の表示が3月の議決であったと。いろいろとお話聞いていると、本当に私との食い違いというか、私が勘違いしているのか、理事者が勘違いしているのかちょっと判断に迷うところもあります。ぜひエルム高原を活性化し、市民にサービスの向上が与えられるような透明性のある選定をお願いしたいと思いますが、これについて私の考えが間違っていたら、一言説明をお願いしたいと思います。

次、病院の件ですけれども、先ほど事務長さんから非常に苦しい感じの答弁いただきました。確かに今は病院の経営を再建するという第1条件で、大変わかります。しかし、患者さんの立場、市民の立場からすれば、お医者さんがある程度そろっていただいている、治療内容もかなり高いところまでいただくと、しかし病室に入れば、はっきり言って臭い、暗い、何か3条件ついています。こんなところに自分の体を治療のためにゆだねますか。平成27年度までに過疎対策事業か何か出ましたけれども、平成27年まで待てということですか。冗談でないです。やはりこれは市民が安心して治療に専念できる環境をつくってやるのが行政だと思います。赤平市の財政苦しいのは十分わかるのですけれども、しかしもう待てない状況にあるということはみんなわかっているはず。そんなことも含めてぜひ、この議論をしないなんていうのはとんでもない話で、市立病院

の経営健全化推進プロジェクトの中でこの問題どこで議論されたのかと、こういうことをやはり市民は疑問に思うのです。病院の経営は確かに大事です。だけれども、それだけでないのだと。現実問題、来月早々に砂川市立病院がオープンします。来年の春は、滝川市の市立病院がオープンします。私も中身見ていませんけれども、想像はつきます。相当進んだ環境が整備されていると。そうすると、赤平市民は行きません、赤平市立病院に。あんなところに行けるかと。トイレは悪いだの、電気が暗いだの、風は通らないだのと、こんなことを聞かされるほうも大変なのです。そういう意味でもう一度この病院についてどう考えるのか、これは市長さんの考え方もあると思うので、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

次、3番目の後発医薬品は、先ほど担当課長さんから説明のあったとおりなのですが、私も薬剤師会の一会員としてあらゆる場でこの後発品についての、後発医薬品という名前が悪いのです。ですから、国はジェネリックと何かわかったようなわからぬような名前をつけている。一般的に後発医薬品の評価というのは、どういうぐあいに評価するかと、名前について。実は、後発品というのは、後から出されたもので、品質が落ちるのですよと、こういうイメージなのです。だから、国はジェネリックという名前を使ったのです。だけれども、中身は先ほど課長さんがおっしゃったように成分は同じです。そのことをやはり多く市民に理解していただいて、できるだけ赤平市の医療財政も国保財政も無理なくなるように、ぜひこの辺も皆さんと一緒に理解して後発医薬品を使っていただけるような努力をしていかなければならぬと思っています。これは、実は医療関係者も悪いのです。私ども見る処方せんの中に、ドクターのほうから絶対かえたらだめだというコメントも入っています。処方するということは、お医者さんの最大の権利に近いのです。自分が思った診断をして、自分が思った治療をする、薬物治療をすると、そのためには私はこの薬なのだといって、これは大事なことなのですけれども、しかしそれだけいって

は日本の医療費はもたなくなってきたら、そんなことで国は後発医薬品を使っていたらいいというので、まだ今のところ患者さんの選択制です、一部。私どもの薬局で薬をもらうときに処方せんに変更不可能、印鑑がない限り、患者さんに先発品と後発品見せてどっちにしますかと聞かなければならぬのです。往々にして、全部とは申しません。往々にして後発品嫌だという人いるのです、やっぱり。これは、窓口負担のない患者さんが多いのです、往々にして。こんなことも赤平医師会の先生方にもお願いしているし、もちろん薬剤師会の先生方にもお願いもしています。しかし、あくまでもこれは患者さんの自由選択です。そこにやはり今の制度の矛盾があるのです。そうはいつても、35兆円にもなる日本の医療費、赤平市の国保会計も含めて改善するには、ここが非常に大きなウエートを占めるということをご理解いただいて、皆さんと一緒にこのことを進めていただきたいと、このように思っております。これについては、別に答弁は要りません。

それから次に、地場産業です。確かに今課長さんおっしゃるとおりなのですが、実は一番心配したのは、このたびの定期借地権を設定したときの説明の中に、いわゆる市外のハウスメーカーが既に2区画を取得したよという話を聞いて、これは大変だよと、我々も危機感持たなければならぬけれども、業界も持たなければならぬと。申しわけないけれども、旧赤間四区に住んでおられる方もいますけれども、これは建てたのが悪いというのではなくて、あそこの地域、かつて赤平市が分譲したとき、あそこの恐らく99%は市外のハウスメーカーさんに建築依頼したのではないかと、はっきり言って赤平の業者さん指くわえて見ていたのです。そういうことで、こんなことで赤平市の産業が振興できるかと、私は常々あそこを通るたびに思います。そんなことでぜひ保証金30万円が20万になったからいいだろうということではなくて、私はもっともっと業者にもメリットのある、それから施工主にもメリットがある、そしてあの土地すべてが埋まるような積極的な策を出してい

ただきたい。同じように業界もそれに積極的に取り組んでほしいと。本当に何か赤平の業界がだんだんと先細りになっていくような気がして非常に心配しています。そういうことで、せっかくこうやって行政が地場産業振興のためにいろいろ考えてくれるのだったら、業界もそれに反応してほしいと、このように思っている一人でもございます。先ほど次の新しい政策もいろいろ考えていただけるといことなので、ひとつ期待もしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

それと、最後の教育行政の小中学校の統廃合ですか、先ほど答弁で今月10日に早速そういったものを立ち上げるといことなので、これも期待しておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

以上です。2回目の質問を終わります。

○議長（獅畑輝明君） 浅水副市長。

○副市長（浅水忠男君） いろいろご質問ありました。確かに本年の3月に3カ年の指定期間の議案を提案しました。その前に各委員会でいろいろと委員の皆さん方と担当者がそれぞれ協議をしていた過程がありますが、その中ではやはり市のほうの対応がまずかった、あるいはまた情報が少なかった、そういう意味で委員の皆さん方のご理解ができなかったといことは率直におわびを申し上げたいというふうに思えます。

そこで、決して北市議員さんが公社がだめだといふふうに私どもは決めつけておりません。今まで議会の中でそういうふうに答弁をされております。ただ、民間業者が請け負った際に、現実としては撤退をした業者がいるということだけはあつたわけですから、そのことを申し上げたつもりでもあります。最大の赤平市の観光施設であり、大切な施設でありますから、議員のおっしゃるとおり、市民サービスの向上に向け、あるいはまた経費の削減に向けながらあの施設一帯を守っていく、これは市としても当然でありますし、市民の考え方も当然だと思えますが、そういう面でも今まで赤平振興公社に長い間お願いをしてきたわけでありまして、ここで公募をする、あ

るいは公募をしないといことを決して結論づけたわけではありせんし、先ほど申し上げましたように、これから随時委員会の中でもご報告をさせていただいて、議論をしていただきたいなというふうに思っています。

実は、ことしの5月31日に赤平振興公社の第28期の株主総会がございました。株主総会におきましては、株主よりさまざまな意見が出ました。1つ、2つご紹介を申し上げますが、民間企業については利益を上げるといことが目的であるので、赤字になると当然撤退をしていきますよという株主もおりますし、また公社の側に立って、この公社は今まで大変収益の少ない中で運営が成り立っているといのは、純粋に公社が利益を追求をしていないで市民のサービスのために働いている会社ではないのかと、この施設は極めて公共性の高い施設で今の時点で公社以外に経営を引き継いでいいのかといようないろいろな話が出ました。これから先ほども申し上げましたように市内の経営者の皆さん方や、それから当然株主の皆さん方からも再度ご意見をいただきながらまとめていきたいと思えますが、先ほど言いましたように、それぞれの経過につきましては随時委員会のほうで報告をさせていただきますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） 病院の改築の件で私のほうから若干補足させていただきます。

議員のほうからは、市のほうが全然検討していないかのような発言だったといふふうに私は聞きましたが、全くそんなことはございせん。検討しておりますが、現状では難しいといことを事務長が申し上げたこととございせんし、北市議員の意見について私も全然反論は、同じ思いとございせん。事実今も空知外から雑用水として配管しているのがだめになって患者さんを置いたまま工事やっております。これは、いけないといふふうに思っています。本当にすぐやりたいのです。それで、以前から例えばあいている管理棟、講堂をつぶすとか含め

て対応できないかと、こういう検討したこともございます。しかし、配管等さまざまな設備もございませぬし、業者の話では構造上無理だと、こういうふうに言われております。しからば別な場所に建てなければならぬ。当然今のような5階建ての規模は要りませぬので、それでは今考えられる規模ではどのぐらいかかるだろうかという大まかな試算もされておりますので、私どももこのぐらいかなということも頭に入っております。したがって、全然検討していないということではございませんので、ぜひその点ご理解いただきたいと。ただ、申し上げたとおりに、建てるためには申し上げるまでもなくお金を用意しなければなりません。しかも、今国の法律のもとで経営健全化計画を進めている中で現実問題改築が認められるかどうか、その財源をどうするか、それで先ほど病院事業債ですとか過疎債というお話をしましたが、恐らく今やるとすれば借金をしなければ絶対できません。現状のままでは借金をさせてくれませぬ。経営を健全化しなければならぬということが大前提になります。これで私どもが経営健全化と病棟の療養環境の改善、相反する問題、私も非常にこの苦しい現実の中に置かれているということでありまして、気持ちは全く変わりませぬので、したがって早く経営改善をしてやはり病院を改築をする、喜んでいただけるような環境に改善するというのが私たちの大きな使命だと思っておりますので、今そこに向かって努力をしているということで、決して私どもの意見として食い違いないと思っておりますので、そういう気持ちあるということはひとつご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 北市勲君。

○6番（北市勲君）〔登壇〕 大変ありがとうございました。赤平市にとって大変重要なエルム高原の管理、それから病院と非常に財政の苦しい中でいづれも運営していかなければならぬと。そういう意味でやはり目配り、気配りをしながらやっていかなければならぬと。特にエルム高原につきましては、

副市長さんから決して私がだめだとかなんとか言ったのではないということはお話いただきましたけれども、しかしあの施設を本当に大事に育てていきたいなという一市民の一人であるということもご理解願いたいと思います。私どもも何年もあそこをやはり指定管理者に指定したこと、これは決して私は間違っていないと思っております。ただ、条例にうたわれたとおりにやらないからだめだと言っているだけの話であって、もしあの条例が先ほどおっしゃるようないろんな意見来たときに市内業者が選んだとかそんなことあれば、この条例を変えることだつてやぶさかでないのではないかと思う。しかし、私はあの条例の中身を見ますと、非常にいいと思っております。やはり公平に扱う、それから公平、公正に扱うということで非常にいいと思っておりますので、ひとつその辺を踏まえて、残りまだ半年ございます。ぜひ予算も絡む話ですので、昨年度みたい、昨年というか、3月みたく遅くなるのではなくて、できれば早く方針を決めて議会に説明していただきたいと、このように思っております。

それから、病院です。確かに厳しいのです、病院は。だけれども、厳しいからそれは仕方がないではやっぱりしたくないなと、こういう気持ちも市長さんも私も同じなのです。だけれども、やっぱり市民がああ病室に入ったらどういう気持ちになるのかということをもっと理解しなければならぬと。私も実は議員になってから1度入院しましたけれども、はっきり言ってお手洗い行けません。私は、あときはもう病室のお手洗い使わないで外来の患者さん用のお手洗い使わせてもらいました。そのぐらいやっぱり劣悪なのです。そういうことを早く解決してあげたいなという気持ちなので、その辺を酌み取っていただければと思っております。ちょっときついことも申しましたけれども、そういうことでひとつご理解を願ってやっていただきたいと思っておりますので、これで一応私の質問を終わりにいたします。どうもありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 暫時休憩いたします。

(午前 11時36分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(獅畑輝明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序4、1、職員の労働災害、交通災害に関する危機意識の問題について、2、庁舎内の有効利用について、3、教育行政について、議席番号8番、植村真美さん。

○8番(植村真美君) [登壇] 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきますので、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

大綱1、職員の労働災害、交通災害に関する危機意識の問題について。日常の生活の中においてもちょっとした段差で転んだり、ドアに頭をぶついたり、車を外壁にこすってしまうなどといったうっかり事故も人生何十年か生きていますと何度か経験することがございます。しかし、そんな家庭で起こり得る小さな事故も、場合によっては近所に迷惑をかける大きな災害につながることもなりかねません。さらに、職場で発生する事故においても同様のことが言えます。今民間の企業では、労働災害を発生させたことによりペナルティーとして減点され、受注の枠が限られてしまうことや信頼性が低迷し、商品の注文が大変落ち込むなど、労働災害による社会的責任の重さをうかがうことができる時代背景となっております。そのような中、今年度に入ってから当市職員の労働災害、通勤災害を含めた交通災害状況はいかがでしょうか。危機一髪でよかった、けがが小さくて済んだからよかったと言い済ませて安堵感に浸っている部分もあるのではないのでしょうか。庁舎内、公共施設で職員がよく利用する場所、庁舎、公共施設周辺の道、通勤で使用するの多い道路における危険な箇所などを洗い出し、職場内での作業中や公用車で移動の際には事故を引き起こさないといった意識を高め合うことが必要になってくると思います。その対策といたしまして、ヒヤリハットマップをつくることや整理、整頓、清掃、清潔

及び身につけるものしつけの5S運動を踏襲し、日ごろからの危機を予知し、安全対策を強化いただきたく思いますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

さらに、道路などでは季節によって状況が変化します。例えば市役所の正面出入口の前の道路から旧38号線に突き当たるところでは、夏は見晴らしがよい状態でも、冬は滝川側からの車が見えにくく、冬は通りたくない道だと、庁舎前の道をそう言われている方が大変多くいらっしゃいます。市役所庁舎内、公共施設は市民も多く利用することから、その一端を情報公開し、危険な箇所の位置を分かり合えることでさらに事故を防ぎ、市役所の職員から、職場から地域の安全、安心な地域づくりに発展していくことと思いますが、この点の活動につきましてはいかがお考えでしょうか。

さらに、安全な職場を保つ上では、職場内でのコミュニケーションを高めることも重要なことと考えます。課内での朝礼を実施し、報告、連絡、相談、報連相といったことも強化し、職員の一日の動向を確認し合うことで危険な場所を注意し合う、また職員間でのその日の体調を確認し合う、それと部下が抱えている問題事などを早期に発見し、解消し合うことで作業効率を高め合うことにつながるなど、職員間でさらにそういった報連相の習慣を身につけていただきたく思っております。そのように日ごろから職場のコミュニケーションを高め合うことで大きな問題を起こさない、災害から職員を守ることに繋がっていくことと思いますが、その方法につきましてはいかがお考えでしょうか、お伺いいたしたく思います。

しかし、人間ですから、幾ら気をつけていたとしても事故を起こしてしまうこともございます。また、もらい事故といったこともあるでしょう。そういった労働災害、通勤災害を含む交通災害が起ってしまったときの対応として、職員全員にその状況や安全対策を徹底周知いたしまして、情報が攪乱し、職場内でのトラブルを引き起こさないこと、当

事者のメンタル面においても影響を及ぼさないこと、さらに市民に対して不快感を与えないこと、そして二度と同じような事故を繰り返さないようにするためにも事故発生後の情報公開のルールをつくり、職員の安全に対する意識を強化いただきたいことと思っておりますが、この辺につきましての対策につきましても今後どのようにお考えでしょうか、お伺いしたいと思っております。

大綱2、庁舎内の有効利用について、①、ファイリングシステムの導入について。職員の減少、仕事の重複など、現職員の業務のボリュームも時代とともに大変重くなってきていることと思われまます。しかし、担当者がかわっても市民団体、町内会の覚書、約束事などの記録はしっかりと引き継いでいただきたく思っております。このような問題が続くようでしたら、市役所の行政運営に対する信頼性も失われます。今後赤平の人口が多くならない限り、職員数の増も見込めず、行政サービスの一部も民間の指定管理者制度の運営形態にさま変わりするといった時代もそう遠くはないことと思われまます。そのような中で、スピーディーにわかりやすい業務の引き継ぎや業務情報の共有化の範囲が広がることと予想されます。そのような状態に対応するために、業務の効率化を上げる機能を考えることで、だれもがわかりやすい業務環境にすることを考慮し、庁舎内でのファイリングシステムの導入をぜひ前向きにご検討いただきたく思っております。

ファイリングシステムの導入につきましては、情報の共有化をすることで担当者不在の際の対応もスムーズにできること、重複している書類を作成することがなくなり、仕事の時間も軽減することができること、書類が整理されていると情報の漏えいや緊急性が減少し、情報のセキュリティーアップにつながる、さらに仕事がしっかりと把握できることにつながるにより、分散的な仕事も体系化でき、新たなアイデアにもつながる効果があるとされていまます。また、タイムセービング、スペースセービングといった日ごろ何げなく使っている書類を捜す時間

と職場のスペースを軽減することで年間のトータルコストが大きく削減できるといった効果もあるそうです。ファイリングシステムの導入のスタイルもさまざまあるらしく、導入している自治体などの視察もご検討いただきたく、当市に合った効果のよいファイリングシステムのあり方を導入時期を明確にし、計画、ご検討いただきたく思っておりますが、いかがでしょうか。

②、空きスペースの活用と工夫について。財政調整の一環として公民館、文化会館、勤労青少年ホールなどが使用できなくなり、市民の集いの場も交流センターみらいに一元集約されました。「みらい」の使用率が高まったことで集会施設が込み合っているもので、さらに施設の開放を求める声もあります。庁舎内も職員の減少で大変余裕を持って使用しているところもある中で、市役所のコミュニティセンターを初めとする庁舎内のさらに貸し出し可能なスペースを整理し、市民に有効的に利用してもらうこと、またそのための周知などもご検討いただきたく思っておりますが、いかがでしょうか。

また、選挙期間、調査期間になると使用することが難しかったスペースもあるということですので、余裕のあるスペースの中での配置整理をするなど、さらにあいているスペースの活用と1階のスペースを拡大し、パーティションで区切るなどして休憩所、市民団体との気軽に雑談できるスペースの確保、またロビーでは市民自由掲示板などを設けて市民活動や企業商品のパンフレット、チラシ、ポスターなどの掲示を行うなど、赤平の特色を生かした中で市民にも有効的に利用してもらうことをご検討いただきたく思っておりますが、いかがでしょうか。

大綱3、①、歴史文化遺産の保存継承活動と将来構想について。ことし開拓120年を迎え、エルム高原には流政之氏の彫刻が建てられ、記念すべき赤平の歴史にまた花が添えられました。開拓から農業、炭鉱が栄え、その後製造業が盛んな赤平の歴史的背景の中でこの地域にはそれら産業からはぐくまれました生活観、人間の色、文化の色など赤平らしさが

形成されてきました。その過去と現在を後世にも伝え、赤平の歴史を誇りに思い、堂々と社会に立ち向かう人材を育てることも教育の観点として重要な責務と考えます。そして、さらに赤平の歴史文化遺産の教育財産としての位置づけを高め、新たな他資源へと創出するといった方向性へと導くことも十分に考えられることと思います。現に全国の大学研究者らで組織する旧産炭地研究会 J a F C o f の研究者が赤平に長期滞在し、炭鉱離職者にインタビューを依頼し、研究テーマである情報の収集とアーカイブス化を行うこと、さらに本州からこの空知の炭鉱の歴史の学びたいと訪問する研究者の姿など、研究ネットワークの一助としてこの赤平の炭鉱の歴史が研究資源として取り上げられていることと今の赤平の歴史文化遺産が教育財産として大変注目を集めていると言っても過言ではございません。しかし、このような状態とは裏腹に当市の持つ課題としましては、教育委員会が所有する元自走杵工場を初めとする炭鉱遺産、元住友幼稚園に整備されました炭鉱歴史資料館などあるにもかかわらず、気軽に立ち寄り、見学できない状態になっていること、さらに炭鉱遺産だけにとどまらず、住吉獅子舞、昔の農業機具の保存、文化会館が閉鎖された後に残る赤平市史をつくったときに集めた赤平市の歴史資料、さらに昔の郷土資料館にあった展示物など、歴史文化遺産が地域内に点在している状況でございます。今後この赤平の歴史文化遺産を守るための将来ビジョンがなかなか見えていないことが非常に寂しく感じております。教育財産としても価値の高い当市の歴史文化遺産に対して、例えば常駐するスタッフを配置できるように他の公共施設との合同管理運営を考える、またこれまでの赤平を育ててきた歴史背景がわかるように市全域での農業、炭鉱、現在に至るまでの文化遺産を集約し、また置き場所が見つからずに遺産がごみになってしまうように呼びかけをするなど、さらにこの赤平の最大の特徴とも言える歴史文化遺産、立坑の保存、活用方法も視野に入れた中で赤平の特色を最大限に生かした歴史文化資料館のような構想、

運営体制を市民活動団体と協議を進め、赤平市全体で歴史文化遺産をどのように守り、新たな資源へとつなげていくのかなど、教育観点または公共施設の運営を担うお立場としてはどのようにお考えでしょうか。今後の構想も含めましてお考えをお伺いできたらと思っております。

②、市民が利用しやすい公共施設のあり方について。さきの質問にもありましたように、文化意識の向上、研修、打ち合わせの市民の集いの場といたしましては交流センターみらい、スポーツを楽しめる場所といたしましては総合体育館と市民が集う場所も集約されている中で、公共施設に対する注目度も高まっております。そのような中で行政サービスの一環として、さらに利用者が気持ちよく利用できるような担当者の接遇や公共施設、公共サービスのあり方をいま一度考えていただきたく思っております。市民の方からは、いろいろとご意見があるのですが、その中でも挙げさせていただきたいことといたしましては、例えばかたらいホールのステージの高さを先に予約しなければ当日の調整の変更は難しいと言われたということです。そのときの臨機応変なやはり事業ですので、30センチ上げるか40センチ上げるかというのはやはりその当日に決めさせていただきたいにもかかわらず、当日の変更調整は難しいと言われたり、行事の最中に5階調整室の作業スペースで担当者が大きな声で話していて会場まで聞こえている状態だったのに、そのことを注意しても関係ないことと否定されたということ、また火まつりの際の総合体育館も開放されている部分がございますが、少し体を休めたいとロビーにいつも置いてありますいすに座りたいということで、そのいすを求めて立ち寄ったところ、そこに通常のいすはなく、ないことを総合体育館の中の担当者に聞きますと、きょうはいすは貸し出していませんと言われたということでございます。公共の場を利用したいと思っている市民の気持ちからは、とても理解しがたい言葉が返ってきていると私も聞き受けました。その中で利用者側と管理者側と立場が変われば、それはいろいろ

な見解があるかもしれませんが、ちょっとした受け答えや言い回しによって表現が市民に不快感を与えている場面もあるように思われます。どの公共施設も市民にとってはよりどころとしています大切な場所でございます。共有できる問題は、利用者側とも協力し、協力し合える体制づくりを整えていただきたいことと、クレーム対応に対しても積極的に対応していくなど、公共施設の場から今後の行政サービスの向上を図る上で本当に大切なヒントが多く隠されていることと私は感じております。そのような意識を管理者同士で強化いただきたく思っておりますが、その辺につきましてものお考えはいかがでしょう。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（獅畑輝明君） 町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 大綱1、職員の労働災害、交通災害に関する危機意識の問題について申し上げます。

公務災害の状況でございますが、本年度の公務災害の発生状況は草刈り中の事故が1件、児童館の業務中の事故が2件、さらに給食センターコンテナ積み作業中の事故1件の計4件が発生しております。議員よりお話のありましたヒヤリハットにつきましては、医療や介護の場面でも活用されると聞きます。ヒヤリハットの体験や軽少事故の報告を職員で共有することにより、危機意識を醸成し、事故の再発防止、未然防止に期待ができますことから、今後庁内LAN、グループウェアを利用するなどして工夫していきたいと考えております。

また、交通災害につきましては、安全運転管理者を教育委員会、消防、市立赤平総合病院、そして市役所にそれぞれ1人ずつ専任し、毎年講習を受け、自動車の安全な運転に必要な業務を行っているところでございますが、今後安全運転管理体制の再確認とともに、現在行っております各期の交通安全運動にあわせた小旗による啓発や交通法規の遵守はもちろん、職員同士、出発する車に一声かけて送り出すなど積極的な交通安全意識の強化を図り、交通安全

の推進につなげてまいりたいと考えてございます。以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、大綱2、庁舎内の有効利用について、①、ファイリングシステムの導入について申し上げます。現在当市の文書管理につきましては、コンピューターシステムによる導入は多額な費用がかかりますことから困難でありまして、文書などの所在などを記載いたしました行政文書目録兼保存文書カードを紙媒体として出力し、台帳化して管理し、保存文書は分類し、年度別、保存期間別にして書庫などに保存してございますが、住民基本台帳や図面など一部電子化してきているものもございます。また、職員間の情報の共有方法としてグループウェアによる掲示板やメールなどを使った職員間の情報交換、ファイルサーバーによるデータファイルの共有ができるようもなっております。しかし、保存文書の私物化はもちろんあってはいけませんし、個人情報保護を前提にだれでも情報を活用することができるよう工夫してまいりたいと考えますし、文書が電子化されても保存文書や保存したフォルダの数が多くなり過ぎて保存した場所がわからなくならないよう、電子データの管理方法についてルール化していかなければならないとも考えてございます。今後他市町村のファイリングシステムを参考にいたしながら、当市の実情に合いましたファイリングシステムについて調査研究してまいりたいと考えております。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、空きスペースの活用と工夫について申し上げます。庁舎におきましては、勤労青少年ホームが休止となりましたことから、消費者協会を庁舎地下1階に、健康管理係や地域包括支援センターはふれあいホールで業務を行っていましたが、介護保険事務などの関連事務がスムーズに連携ができ、来庁されるお客様が1カ所で用事を済ませることができるよう本庁舎1階に再配置し、工夫させていただいてきているところでもございます。また、隣接のコミュニティセンターにつきましては、国政

選挙などの選挙事務のときは選挙事務が優先されますので、難しいですが、市内企業などご要望に応じお貸ししているほか、これまで冬期間の間は休日は暖房が入りませんでしたので、ご不便をおかけしておりましたが、昨年のボイラー工事によりましてコミュニティセンターの暖房設備は庁舎と切り離し、FFストーブで対応できるようになりましたことから、より一層の活用が望まれ、支障のない限りご要望におこたえできるよう努めてまいりたいと考えているところをございまして、また他のスペースにつきましても効率的な利用ができるよう努めてまいりたいと考えているところをございます。

以上、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 相原教育課長。

○教育課長（相原弘幸君） 大綱3、教育行政について、①、歴史文化遺産の保存継承活動と将来構想についてお答え申し上げます。

郷土赤平の文化遺産の保存継承については、貴重な遺産などがありますので、教育委員会として大変重要な課題であると認識しております。しかし、市の財政健全化の方策として文化、体育施設などの社会教育施設が休止された状況もありますので、それらの施設を初めとした社会教育行政の再構築と関連した中でとらえるべきものと思っております。いずれにしても、予算、場所、人的条件などが伴うこととなりますので、将来的な課題ではありますけれども、重要な課題であるとの認識の中で現状を見詰めながらも将来条件がそろった場合にどれだけ取り組むことができるか慎重に探っていきたいと考えております。また、炭鉱の産業遺産の保存については、教育委員会のみならず全市民的な課題でありますので、市長部局ともよく協議して進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、②、市民が利用しやすい公共施設のあり方について申し上げます。市民が利用しやすい公共施設のあり方については、教育委員会所管の施

設について使用の規則にのっとりしておりますけれども、のっとりながらも利用者の立場に立った運営を心がけるよう指導しているところです。職員の対応については、接遇研修などは行ってはおりませんけれども、苦情などがあつた際にはその都度全職員で確認を行ってサービスの向上に努めております。また、利用の際のルールについては、さまざまご意見がございますけれども、市民の財産である公共施設を良好な状態で末永く運営するためのお願い事でもあり、これまでも利用者の方々に対してご理解やご協力をいただいているところであります。今後も利用者の要望を聞きながら可能な限り柔軟な対応を心がけてまいりたいと思っておりますので、引き続きご理解とご指導を賜りますことをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 植村真美さん。

○8番（植村真美君）〔登壇〕 今のご答弁聞かせていただきました。その中でなのですけれども、自分の意見も含めまして再度質問をさせていただきたいと思うのですけれども、大綱1の部分におきまして、ヒヤリハットの体験や軽少事故の報告を職員間で共有するということがありましたけれども、今もいろいろとそういった活動をされて強化している部分も、安全運転管理の体制の強化をされているというこの流れもあるのですけれども、今後グループウェアを利用するなどして工夫していきたいというふうなご答弁をいただきました。その中でグループウェアに関しましても、それはコンピューターで利用する部分がありまして、それはしっかりとまずコンピューターを見るといった確認作業が必要になってきます。それで、その場合に職員は、どれだけの方が毎朝グループウェアをチェックしているのか、その習慣性があるのか、それとあと現場の作業をしている人は多分見れる状態にない人も中にはいるはずなのです。例えばグループウェアを利用することができるということは、大抵はデスクワークをされている方がやっぱりメインだと思うのです。それで、

交通災害や労働災害につながる部分の場所に関しての方は、多分余り強化ができるような状態ではないような、グループウェアを見る環境ではないように感じ受けることもできまして、やはりコミュニケーションをとるのはコンピューターではないというか、やっぱり人間対人間の表情の中で確認することが大きいものと思われまして、例えば先ほど来言わせていただいておりますが、各課とか係、朝礼で報連相、報告、連絡、相談といったことの場所を設けるなどといったことで一日のサイクルをみんなで共有し合う場所ということがコミュニケーションを図る上ではやはり一番大切になってくるというふうに思っているのですが、それがコンピューターでいろいろなことで利用するという含めまして、その対人間同士の確認し合う場所というのが大変必要になってくるかと思うのです。それで、どうして私がこのたびこのような質問をさせていただいているかというふうに至っているのは、このたび給食センターでのトラブルがあった際に、やっぱり地域の方たちから給食が通常どおりされていなかったということのご指示がありまして、私もちょっと給食センターに関係する部分も一部ありますので、そうだったということで、その情報が、それでその周りの職員の方たちに聞いても、えっ、そんなことがあったのというような形のとらえ方だったものですから、ちょっとそれは、ただ一部分だけしか今とっていませんけれども、そういった情報の共有の仕方だとちょっとやっぱりこれから困ることがあるのではないかなというふうに感じていまして、困るというか、そういうことだと、やっぱり私が聞かれているぐらいですから、皆さんも聞かれている部分があると思うのですけれども、その部分に正直な回答ができなくて、あっ、そんなことがあったのだというような形だと、多分市の行政の皆さんの責任的なものの中ではちょっといかなものかなというふうにやっぱり感じる部分もございましたので、今回の質問に至っているわけなのですけれども、その辺の具体的なコミュニケーションを図る方法をやはり考えていただきたい

というふうに私強く願う部分がございます、お願いしたいというふうに再度強く意見をさせていただきたいと思っております。

続きまして、ファイリングシステムのことにつきましては、実は当会派からは何度かこのファイリングシステムのことについては質問させていただいております。それで、実はコンピューターのシステムを入れると大変多額なお金がかかるのですけれども、そうではないやり方とかもございまして、ぜひ当市に見合ったことを見つけていただきまして、期間もしっかりと決めて、そして視察に行くこともやはり計画的にさせていただいた中で、ぜひ実現化を目指して頑張ってくださいというふうに思っております。

この大綱1、大綱2につきましては、私の強い要望を再度言わせていただきまして、意見でございます。

続きまして、教育行政についてなのですけれども、ここで考えを一部再度確認させていただきたいことがございますが、財政難で大変施設も集約化されてということはわかります。それで、その部分で実際に先ほども将来的な課題であり、重大な課題であり、慎重に探っていきたいというご答弁もございました。それがどこまで重要な課題と認識されているのかなというふうなことがちょっと私の中では疑問に思う部分がかこれまで何回か活動させていただいている中でありましたので、そのことを述べさせていただきまして、全体のまたご答弁をいただきたいと思うのですけれども、第5次総合計画の中におきましても教育の部分におきましては市民の主体的学習機会の推進と心通う芸術、歴史、文化の育成ということで、その中にはしっかりとそのような思いが同じことが掲げられているのです。私もこれを見させていただいて、そういうお気持ちは同じなのだというのは踏まえた上でののですけれども、この間総務文教常任委員会の中で報告もありましたけれども、旧住吉小学校が冬、雪によって屋根が崩れて古い農機具の展示物を移転しなければいけないというお話を多分

住吉地区の部分からは春先に来ていたということなのですけれども、地元の方たちのお話によりますと、話し合いも少なく、旧パラプレーンの施設に移動が決まったのも夏の後半ということで、その辺の話し合いをもう少し深くしながら対応を早急にできずできなかったのかなという私の疑問と、あと移動する際にこの間は費用は発生しないという報告でもありましたけれども、私現地を見に行っただけですけれども、入り口部分の玄関の部分が階段になっているのですけれども、その階段のタイルがぼろぼろで、ちょっと足を入れるとがくと転んでしまうようなタイルのぼろぼろさなのですけれども、住吉地区も高齢の人たちがあれを管理していますので、それを移動する際とか、出入り口のあのぼろぼろかげんは足を滑らせてけがでもしてしまうのではないかなというのが明確にわかるような部分がございます。そしてまた、教育委員会で所有する自走枠工場の建物なのですけれども、あの中には炭鉱遺産が入っていて今いろいろと活動もしている、ガイドもしていたりするのですが、屋根のすぐ下に波打っているプラスチック製の壁が補強されているのですけれども、そこにもうすごい穴があいているのです。それで、そこから光がたくさん漏れて、雨も雪も入ってきて衛生面も管理面もどう行き届いているのか大変深く考えさせられる場面もあるのですが、外部から来る見学者もたくさんある場所ですので、そのような様子を見てみると、どのように感じられるのかなというふうに思うのです。赤平のそういった歴史文化遺産を行政としてどこまで、どういうふうな立場で管理されているのかなというのをふと思うことだなというのは感じられる方もいらっしゃるようなので、それでまたその情報も、遺産というものは人に見られて輝くという部分がありまして、そのように人の目に当てるようにという工夫ということもやはりそういった将来的に課題のあるものでしたら考えていただきたいと思うのですが、ホームページ上でも発信が薄い、それは元赤平市民の活動家で今炭鉱ナビということでされているところの情報発信の

ホームページであるとか、あとは空知振興局でのホームページの中に掲げられているものであるとかというのはリンクできるのですけれども、どうも赤平市のホームページの中では赤平の文化とか教育の中では赤平市史の販売をと、どうしてもそういった情報発信もちょっと薄いなというふうに感じていまして、当市からの。だから、それが余り見られようとしていないのか、またそれをまだそういう施設の状態ではないからということなのか、その辺の意識も大変お考えをお聞きしたいところなのですけれども、民間団体がただやっているからというか、何も要望がないからということでそういったところに余り目を向けようとしらないのか、重要な課題であることを意識しながらどうして、そういった活動をしている人たちが、一生懸命している方たちがいるわけですから、そんなことにさらに手を差し伸べてもう少し意見交換をし合うというか、語り合うというようなことを一緒に作り上げていくようなことが、もっと何かしていただける部分はないのかなということもちょっと日々感じるものですから、そのような姿勢から赤平市の歴史文化遺産に対する将来的な課題がある、重要な課題であるといったことがどうも私の中ではしっくりきておりません。

それと、さらに炭鉱遺産という問題もちょっと今回出させていただいたのですけれども、前の議会の中でも私はこの炭鉱遺産については違う課の担当の方にも質問をさせていただいた節もでございます。そして、こういった大きな問題をだれがどういった場面で考え始めるのかということが私たち市民の側からいたしますと、ちょっとクエスチョンマークがつくところなのですが、教育委員会としても行政としてのお立場で全体的な企画とかプロモート力みたいなものを持っていただきたいというのが大変私の中ではあります。それで、地元は高齢化になって残したいものは残したいけれども、残せない、でもこういった施設が赤平市にはあるよといったことで、そこに総合的に集めるような、集約できるようなかというようなことをもう先々先手を打って考えてい

ただかなければ、本当にこの遺産がごみのままで終わってしまうというふうに私の中では思っております。他の関係課長とも話し合いを進めていただいたり、市民団体と協議を進めていただいたり、旧産炭地基金の利用も含めまして今後全体での企画提案のリードをすることを教育委員会にもやっていただきたいというふうに思っております。そのようなこともあって教育委員会が将来的な重要な課題であるのとらえているのであれば、今後の対応の中ではどのようにそのことをされていくのかというのをもう少しお聞きしたいところもございますが、何かご意見がありましたら、ぜひ教えていただきたく思います。

○議長（獅畑輝明君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊敏雄君） ご質問にありましたように、赤平には炭鉱遺産を初め貴重な遺産が残されているということがありますし、それからそれぞれ財政状況の中で郷土館を含めて、公民館を含めて社会教育施設が休廃止というふうな状況の中で、その中に埋もれているさまざまな資料もあります。さらに、最近では住吉の今質問にありましたように資料室の開基120周年の記念事業ということでスカイスportsセンターのほうの1階の部分のみですけれども、そこに移設をするというふうなことで、総体的に見て議員ご指摘のようにそういった遺産、貴重な遺産、炭鉱遺産を初め開拓資料等も含めてあちこちに点在をしているということは現実としてあります。さらに、文化会館の閉館ということで、さらにまた学校の統合に伴う閉校というふうなことで、その施設についてもそのままになっているというふうな状況も一方であります。総体的に見て、学校統合なんかも象徴されますけれども、跡地をどのように活用するのかということが1つの学校だけでなく、今財政事情によって文化会館、公民館等の跡地も含めて跡地をどのように活用していくのかということがまず1つ大きな課題だというふうに受けとめています。さらにあわせて、その跡地の活用とあわせて、将来的には今議員ご指摘のように炭鉱遺産を初めとした貴重な文化遺産をどのように市として保存して

いくのか、その施設をどうするのかというふうなことも将来的には大きな課題だというふうに教育委員会としては認識をしています。したがって、現在ご存じのように財政状況がこういうふうな状況の中で、なかなかその資金的な部分で例えば跡地の活用等にしても非常に困難性をきわめるというふうな状況にあります。しかし一方では議員ご指摘のようにそういう貴重な遺産等についてどのように集約し、保存し、活用していくのかということも重要な中身だというふうに認識しています。あわせて、民間団体等との協議もしながら、前向きに検討すべきでないかというご指摘についても十分に理解するところがあります。事情は、そういう事情を抱えていますが、教育委員会としては前向きに貴重な遺産、文化遺産、炭鉱遺産等々も含めて活用、保存、どのようにしていくのかということについては前向きに検討をしていきたいというふうに考えていますので、ご理解をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 植村真美さん。

○8番（植村真美君）〔登壇〕 ご答弁聞かせていただきました。今もありましたように、ぜひその将来的な文化遺産をこの赤平市でどういうふうにしていくか、それをだれがどのような形で指導と役割を持っていくかということは、皆さんと一緒にやる気を出してやっていかなければ動き出さない部分だとも思いますし、あと費用の面に関しまして私のイメージ、視点から物事を言わせていただければかなりでは大変失礼なところもあるかもしれませんが、最初から立派なそういった資料館をつくり上げるという部分はもうやっぱり難しいという部分があると思いますので、何か利用した部分で、やはりそれも赤平に合った形の残し方というものもあると思いますので、ぜひそういった市民団体等も含めまして、あと費用の部分もいろいろな補助金だったり、助成金などもいろいろと皆さんで考えた上で、そういったものを使いながら一丸となって総合的に守っていく方法でぜひ動き出していただきたいと思いますというふうに思っておりますので、よろしく願いいたし

ます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（獅畑輝明君） 質問順序5、1、集中豪雨被害について、2、高齢者等の所在不明問題について、3、介護サービス問題について、4、住民の貧困問題について、5、教育問題について、議席番号4番、宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君）〔登壇〕 一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

大綱1、集中豪雨被害について、当市の豪雨被害状況及び対策について。これについては、重複することがあると思いますが、簡潔にお願いしたいと思います。8月24日未明、全市的な豪雨、113ミリというゲリラ集中豪雨、この被害が一定の沢などの地域に集中的に被害を及ぼしました。私は、3時30分、電話による助けてくれとの電話で走った後藤の沢、この沢は融雪期には毎年問題のあることで支援や要望のある場所で、特にこのたびは過去最大の被害状況だったのではないかと思います。深夜からの関係者の努力によって当面の対応措置したものの、関係被害者はおろおろするばかり、病院に行くため車庫前50センチほどの流出した区分の泥水を吐き出し、流水対策をしないでくみ続ける様子に、先ほど担当職員が引き上げる状況の中で、頼んだのか、頼んでいない、直ちに土木担当者に支援を依頼したことでありましたが、長田の沢、三戸の沢なども視察してまいりました。当市の河川管理保全状況がどのように把握されてきたのか、以前は構造的な路肩の侵食に対する危険度の目印を棒ぐいに赤ひも、今回はパイロンなどで標示し、地域住民の安全、安心に対応したのですが、当面の対策と恒久的な安全道路建設計画で進めることが必要ではないか、お伺いをいたします。

大綱2、高齢者等の所在不明問題について、①、高齢者等の所在不明者の要因について。私の資料では、日本福祉大学、石川満さんは、1つ目に自治体が高齢者の実態把握ができない問題、2つ目に死亡届を出さないとか、年金の不正受給の問題、そして

3つ目に認知症が疑われる人が家族や地域の認知症への認識が不十分な中、家を出てどこかで亡くなっている可能性と言います。高齢者の福祉について重要な法律である老人福祉法は、市町村は老人の福祉に関し必要な情報の掌握に努めると実態掌握の責務を明記し、この条文は今でも生きています。1970年代法整備が進む中、旧厚生省は福祉事務所運営の指針で各福祉事務所がひとり暮らし高齢者に援助が必要とするすべての高齢者の生活実態を把握し、個別援助台帳などをつくるなど詳細に示しました。90年代までに福祉事務所職員は高齢者宅を訪問し、健康状態や暮らしぶりなどを記し、個別台帳を作成、行政が直営で福祉サービスをし、職員が必要な場合立入調査をする権限を持っていました。しかし、2000年からの介護保険制度の導入で自治体の多くは福祉サービスを民間事業など外部に任せてしまいました。総務省の地方団体定員管理調査結果から、09年の都道府県、市町村等職員数はこの間行政のリストラなどによって介護保険実施時期の転換点であったのです。10年間で都道府県と市町村の福祉関係職員が9万8,000人減員されるなど、これでは高齢者の実態把握などできるはずがないと言います。石川教授は、前政権の連続的構造改革路線によって福祉の公共性、地方自治体も国民の心も破壊されてきたものの結果ではないかと言います。今日当市の最高齢者5人など調査して存在が判明したということですが、すべて面接調査をして判明したと言いますけれども、多少の対話ができたのか、法的には申請主義に基づき異動の申請あるもののみによって把握してきたのではないか。全国で事例があるように、申請がないか、また申請ができない状態など、また家族の証言のみの場合の対応はどのように行われてきたのか。ひとり暮らしでつき合いがない場合どうするのか。地域などに任せっきりになっていないか。しかし、地域は責任がないものではないか。やはり自治体担当の所管と民生委員などによって把握することが基本ではないかと思えます。町内会や老人クラブでは、地域の中に足を運び、該当者の確認や敬老会年齢調査、

補助金申請など、実質的個人情報を把握し、市の担当者に確認事務作業がなされているものではないかと思えます。特に所在確認のために、今回のように改めて調査するという事は自治行政の以前の問題ではないかと思えます。町内会や老人クラブなどと密接な連携強化と財政的支援などを強化してこそ、必要な高齢者動態把握が明確になるのではないかと思えます。申請主義の限界によっていつ起こっても不思議ではないこの種事件の発生は、まさに他人事ではありません。これは、当市の対応措置はどのようにされてきたのか。また、介護、福祉、医療など連携を密にすることや本人面接確認を基本とする高齢者の住民確認の日常的体制と現状の住民登録確認事務などでは、直接面接など職員の足で調査する特別の担当による人員の配置を財源ともに検討することが必要でないかと思えます。

また、今後の対策について国の金利政策に追従しない見守り事業の拡充、不明者ゼロの安心、安全なまちづくりのために民生委員や町内会、老人クラブなどの協力と地域の町内会、老人クラブなどのきずなをつくる見守り隊などの活動に行政的支援が必要でないか、今後の対策はどのように考えているのかお伺いします。

また、指示や調査を求めてくる国や道に対して財政措置を求める必要があるのではないか、以上についてお考えをお伺いします。

また、所在不明になっている一般市民の所在確認について、現在事故によるなど所在不明者が存在していないか、またこの場合7年で時効となるなど聞いておりますが、例えば生活保護費はいつまで生存していたかなど支払う先が不明朗なまま生死が判明した場合どうするのか、あとこの場合の障害年金者などは自動振り込みとなっているのではないかと思えます。管理の実態が把握されているのか、この問題で厚生労働省などに問い合わせをしたことがあるのか、どのような回答があったのか、当市は関係ない部分であるかもしれない、しかし文京町Oさん、茂尻Fさんなど不明者と聞いているが、現在の掌握

状況をお伺いいたします。

大綱3、介護サービス問題について、介護サービスの制限問題について。介護保険法10年、制限だらけの訪問介護、介護保険の意味がないと言われております。介護保険法の理念、目的に照らして必要なサービスをケアプラン化する適切なケアマネジメントとケアマネジャーの専門性は、厚生労働省の通知、平成12年3月1日付老企第36号には、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置づける場合には居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって適切なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要があるとあります。簡単に言うと、経費的に生活援助の可否を判断しないこと、利用者と家族の状況を把握し、課題と必要性の根拠を明らかにしてサービスを導入する必要があるということであります。この一連の作業が適切なケアマネジメントというものではないかと、介護保険マネジャーは介護サービスを申請しない人まで訪問することはないといえます。地域包括センターも介護予防業務等に追われ、地域の実態把握ができていないのが現状で、市町村以外には立入調査や戸籍調査の権限はないといえます。介護保険のホームヘルプサービスとは、利用者の立場で読み解く法令、通知、住民負担を抑えることに全力を尽くし、必要な利用料などの改定は住民の理解、協力によって前に進む、これに力を尽くすことが大事ではないかと思えます。当市は、高齢者が38%を超えようとしています。高齢者増による介護サービス増によって、車いすで買い物介助、散歩介助、これは規定がないもので、散歩介助は自立支援サービスの一環ではないか、通院介助と帰りの買い物介助は禁止だと、こう言われています。愛犬の散歩はだめ、自立支援の介護保険法のどこに規定があるのか、犬の散歩もあり得る、これは舛添前厚生労働大臣の答弁です。同居家族がいることだけを理由にサービス制限はできない。内容によることなど、これはどこに規定があ

るのか。自治体によって違いがあるのではないか。これらの希望者がある場合、利用ができるのかどうか。通院、院内介助と買い物介助、同区内に家族がいることでホームヘルパー派遣は無理ということはないか。受療権を守る重要な役割を担う通院介助拒否や自費サービスはないか。院内での見守りの援助も身体介助の一環ではないか。国の介護保険法は、国が国庫支出制限して自治体と住民に負担を進める住民負担増進法ともいう悪法です。必要な財源は、国がしっかりと責任を持つことが基本ではないかと思います。保険あって介護なし、これが今でもずっと続いているのではないか。介護保険法の理念に基づき安全、安心の介護サービスに徹することが必要ではないか、お考えをお伺いいたします。

大綱4、住民の貧困問題について、当市の貧困生活の状況について。憲法第25条、すべての国民は健康で文化的最低限度の生活を保障する、これに到底及ばない事態が当市でも続いているのではないか。全国で10年間連続3万人を超す自殺、このうち約4割が経済困難の生活苦によると言われています。全国とともに当市の住民の暮らす状況は、ますます貧困格差拡大しているのではないか。私の調べでは、仕事についたが、店に客の予約がないので、帰っていい、あすも暇だから休み、出勤しないでもいい、翌日もきょうは休んでと電話あるといいます。また、1年前に会社契約切れ、1年間仕事探しの毎日、両親と死別、何でも仕事をしたいけれども、前会社での重労働で肩の軟骨毀損、手が挙がらず、病院通院約1回1万円、3カ月か6カ月ぐらいでドクターは完治見込みといいます。日々の生活は、友人に借りているが、限界、合計数十万円になっております。働いて返す見込み、軽自動車を持っているが、仕事がない、就業内定に限り車所有できるということのようですが、体の治療、完治なしで仕事内定は不可能、完治するまで待っている会社や事業所があるのかと語る44歳男性、独身、この方は妹1人、知的障害者。また、元トラック運転手、当市の公の労働契約6カ月目で契約解除、解雇、通勤など自動車を持

っていないためどこでも不採用、家賃3万5,000円滞納状況、両親死別、兄弟なし、友人に借金生活の上、生活相談窓口で数回断られ、応対悪いと激怒、もういつ死んでもいいと語っています。61歳、離婚、男子。また、元札幌電気工事会社が倒産して解雇、自営電気工事店経営破綻、離婚、当市の親に同居、毎日通院中の母1人、月年金7万円、仕事を探したが、ない、命をなくす結果になった52歳。元会社社員、家を新築したが、会社都合により解雇になった、金融機関に没収、離婚、命なくす結果になった。特に22年度になってもさらに貧困格差拡大をしていないか。8月30日、昭和町で60歳代のひとり暮らしの方が、毎日1回商店から弁当を届けていたが、孤独死していたといいます。また、昨年1月ごろ、豊丘の公営住宅、ひとり暮らし、死亡3日目に発見という、以前シルバーハイツのTさんなど3日目に知人に発見などがあります。暮らし困難は、命なくすことになるのではないか。地方自治法第1条の2、地方自治体の基本の仕事は福祉とあるのは、福祉が基本の仕事ということではないか。行政は、地域や民間に福祉を丸投げして実際は放棄していることになるのではないか。また、暮らしの相談では、水際作戦を行っていないと前回お答えをいただきました。しかし、よく話を聞く、申請可否の理由を納得させるなど、実際は自立の道へのアドバイスが全くないのではないか。また、生活困難状況を訴えても無理だとの一点でまさに水際作戦が続いているのではないか。本人は、それなら市役所の屋上から飛びおりて死ぬと言ったら、申請受理したことはないのか。その後病気があったと聞いています。55歳、独身、男子。会社倒産、失業、生活破壊、疾病など相談がふえていないか。議員が紹介なんて関係ないという、しかしこれは勘違いしていないかと思います。ケースワーカーは、住民の生活困難の状況をよく聞く、議員は市民の願いを届けるなど、それぞれ使命があるのではないかと思います。行政、福祉担当者はまさに命の駆け込み寺、私もその役割の一端を担っているといます。どんな理由であれ、納得できる説

明で理解することに全力を挙げることが責務ではないのか。86歳、婦人に対して相談に行くことを紹介した男性、どんな関係だと問われ、激怒した事件がありました。担当は、そんなこと言っていない、本人に証明させるよと言うと、言ったかもしれないと言います。このような認識では、市民の命を守れないのではないかと。また、当市の臨時職員がまさにワーキングプアのままであってはならないものであり、公務員として身分保障、生活保障の確実な対応に全力を尽くすことではないか。このままでは将来ともに生活破壊、命を左右する事態を免れないものではないか。9月の2日のNHKテレビ報道、平成21年度道内の自殺者1,432人、前年と比べてマイナス109人、東京、大阪などに次いで北海道は第6位。道、医師会、NPOなど9月の10日から1週間自殺予防週間として電話対応するということですが、当市の道への案内なども含む受け付け対応はできないか。今後ますます厳しくなる生活苦、福祉に相談できないで自死を選ぶ前に直ちに来て相談をの行政の体制が必要ではないか、ご見解をお伺いいたします。

大綱5、教育問題について、①、学級定数問題と教職員の増員について。8月22日報道では、文科省定数計画は教職員8年で6万人、小中学校30から35人学級対応と来年度から約2万人純増し、編制標準、段階的にこれを引き下げ、少人数化を図るとしています。2014年度からの5年間、障害のある児童生徒への特別支援教育の充実など、別枠で4万人純増、合計6万人、近く正式発表するというもの、しかし財源では屈折の状況もあるとのこと。日本共産党は、30人学級を提言していますが、この10年間を見ると、教職員増員必要を認めていながら実行しない状況にあるのではないかと。滝川のいじめ自殺問題などは、どこで発生してもおかしくないと以前渡邊敏雄教育長答弁があります。現在も学校運営の困難と荒廃が続くのではないかと。また、教職員の事務量の増大などで深夜まで仕事を続けることはなかったか。ある警備員談、深夜まで仕事をしているという話を聞きました。児童生徒の生活指導や業務繁忙などによる

心身障害や疾病治療している教職がいらないか。また、長期休職教員はいらないか。私がPTA活動にかかわっていた十数年前にも、心も体も傷めて教育から離れ、間もなく命をなくした教員がおりました。9月3日、テレビ報道、教員3人に1人がうつ病状態と聞き、ショックを受けました。現在は、ますます保護者の家庭などによる学校運営の困難が続く、このままでは教育水準がますます低下し、危惧を感じます。教師問題、コミュニケーション協会の専門家は、保護者、子供たち、先生とのコミュニケーション、これが大事だと提言しています。子供の地域と社会問題、核家族の中、子供を育てる環境を社会全体で協働して取り組むことだとしています。また、休職者の多くは、ベテラン教師だといえます。父母ともに行き届いた教育行政をいかに構築するか、問われているのではないかと思います。PTAや地域との協働の上に立って教育の向上を総合的に支援することが必要でないか、お考えをお伺いします。

また、臨時教諭採用、これについても9月8日の新聞報道でも教育資質で日本は最下位という、これは自民党政権時代のデータによるものですが、民主党政権の高校無償化などで前進したのですが、他国も前進しています。やはり最下位、低迷しています。滝川で2年前から35人学級、教員採用3人1,500万円、単独で予算化していると聞きます。国の改革計画は、30人から35人学級を目指すといいつながら財源がブレーキだとしています。当市では、百年河清を待つまでもなく、学校教育の実態から一人一人に行き届いた教育の向上を目指すことで教員の採用を検討する考えはないか。国や道に対して教育の実態を示した上、財政支援を求めること。当市のまちづくりの将来に希望が持てる教育行政構築が必要ではないか、ご見解をお伺いして、第1回目の質問といたします。

○議長（獅畑輝明君） 熊谷建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 大綱1、集中豪雨被害について、①、当市の豪雨被害状況及び対策についてお答えさせていただきます。

8月23日から24日未明にかけて短時間に多くの雨が降り、後藤の沢、長田の沢、三戸の沢など水が集まる小規模河川では急な増水となり、多くの被害が発生しました。今回の集中豪雨につきましては、小規模河川を中心に被災箇所が全市的に及んでおり、被災箇所の把握及び応急措置など対応してきたところではありますが、河川増水時での復旧作業は二次災害を引き起こしかねないため、被災箇所に住民が近づかないようバリケードなどで安全確保を図ったところでもあります。今後の対策といたしましては、整備に対する補助メニューや財政上の問題から河川改修等による整備は難しい状況にはありますが、異常気象等による豪雨被害を最小限に抑えるため、河川パトロールの強化や被災した各河川については早急に布団かご等による復旧を行ってまいります。特に被害の大きかった吉野川につきましては、砂防指定地に指定されていることもあり、土砂の流出が多く、何年かに1度という計画を立て、河床のしゅんせつなども検討してまいります。また、災害発生時の現場では、短い時間ではありますが、緊急を要する事案がないかなど声をかけることも心がけ、地域の方々が少しでも安心できるよう努力してまいりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 齊藤介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 大綱2、高齢者等の所在不明問題について、①、高齢者等の所在不明者の要因についてお答えいたします。

全国各地で所在不明の高齢者や亡くなってからかなりの年数がたってから確認されるなど、大きな問題となっています。市内におきましては、100歳以上の方が5人、今年度中に100歳になられる方が3人いますが、先般厚生労働省から面接による実態調査の要請があり、その方々の所在確認を再度行ったところであり、医療機関及び施設入所中の方で病気療養等で直接会話のできない方もいましたが、職員が訪問し、本人と面談を行い、すべての所在を確認したところでもあります。高齢者につきましては、100歳以下の方々につきましても把握していく必要が

ありますことから、現在調査方法などを検討しているところであり、市の各部署が持っている情報と必要に応じては訪問調査を行い、また地域に密着した活動を行っている民生委員児童委員の方々の協力と町内会や老人クラブからの情報を得ながら確実な実態把握を行っていきたいと考えております。

なお、調査の実施に当たりましては、実態調査を行うなどの場合には人材の配置も必要と考えますが、国や道から調査に対する補助などが示されていないことから、各部署との連携を図り、その中で対応していきたいと考えています。

独居高齢者もしくは高齢者のみ世帯については、見守りや災害時の支援対象にするなどにより、所在確認を進めていましたが、今回各地で発生している高齢者の所在不明問題では、家族と同居していたと見られる高齢者が実際には既に亡くなっていた、あるいはかなり以前に家を出て所在不明となっているなどで、同居していた家族が高齢者に支給されていた年金を生活費に充てていたなどの貧困からくる問題や家族間や近隣住民とのつながりが希薄になっていることも高齢者所在不明の要因になっていることから、同居者がいても見守り等の対象にすることも必要と考えております。

所在不明者への生活保護費の支給につきましては、所在不明の事実が確認できた時点から支給停止の措置をとっております。市の各部署におきましては、市民の所在の状況すべてを把握することは困難であり、所在不明者がいるかどうかは生活保護受給者など市がかかわりを持っている方々以外については的確な把握ができていない状況にあります。

なお、ご質問にありました7年で時効との件につきましては、失踪宣告に関するご質問かと思いますが、家族などの利害関係人からの請求により、普通失踪の場合は通常7年を経過した時点において裁判所から失踪宣告を受けることにより死亡とみなされ、戸籍を抹消されることとなります。また、年金の支給に関しましては、届け出がされるまで支給されることとなりますが、障害年金につきましては毎年現

況届と所得状況届の提出が必要とされることから、ある程度の状況把握はできているとのことであります。不明者2人につきましては具体的な情報の把握はできていませんが、Oさん、Fさんにつきましては警察へ搜索願が出されており、引き続き搜索が行われている状況にあり、いまだ発見には至っていないとのことであります。

続きまして、大綱3、介護サービス問題について、①、介護サービスの制限問題についてお答えいたします。介護認定を受けている要介護者に対し在宅介護サービスの一つとして行われている介護福祉士やホームヘルパーなどの介護専門職による訪問介護では、介護サービスを提供できる範囲が介護保険法の中で定められており、介護サービス提供事業所によっては介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーでございますが、利用者の身体の状況や要望に沿って立てられたケアプランに基づき生活援助などの介護サービスの提供に努めているところであります。これは、自治体によってサービスに違いを設けるのではなく、全国一律にひとしくサービスが受けられるようにすることではありますが、定められた範囲を超えてのサービス提供分については事業所で介護保険請求ができないことから、利用者が望むサービスのすべてを満たしているものではない実態もあると認識をしております。

ご質問にありました同居家族のいる方への介護サービスにつきましては、家族の身体的状況や日中不在など家族が介護できない事情を考慮した中でサービスの提供をしていますし、通院介助につきましても要介護者の身体的状況や見守りを必要とするなど、特別な事情がある場合に基きましては院内においても介助を行っているところであります。介護サービスの適用範囲が広がることは、利用者にとってもよいことではありますが、反面サービス提供に係る自己負担の増加を招き、また事業者からの保険請求も増加することから、市町村が運営する介護保険会計が逼迫し、個々に負担をいただいております介護保険料の負担増につながりかねないと考えておりま

す。しかし、利用者本位のよりよい介護サービスを提供していくことが介護保険制度の本来あるべき姿でありますので、国に対しましてはサービスの保険適用範囲の拡大と利用者の自己負担額軽減と保険料の上昇を抑え、介護保険会計の安定化を図っていくために国庫負担の増額を強く望むものであります。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 伊藤社会福祉課長。

○社会福祉課長（伊藤嘉悦君） 大綱4、住民の貧困問題について、①、当市の貧困生活の状況についてお答えいたします。

生活困窮者に対しましては、セーフティーネットとして生活保護の制度があるわけですが、申請の際には補足性の原理など生活保護制度の説明とともに自立の方法がないか相談に乗っており、実際に申請に至らず、自立された方も多くおります。また、申請の受理に当たっては、生活保護法にのっとり適正に受理審査を行っており、相談者の言動により申請の受理、不受理を左右されることはありません。議員ご指摘の市役所の屋上から飛びおりて死ぬと言われて申請を受理したという事実は、ございませんでした。生活保護相談件数につきましては、実人員で平成20年度69件、平成21年度に64件の相談があり、年度によりばらつきはありますが、ほぼ横ばい状態であると思われま

す。次に、ケースワーカーの対応についてですが、相談者と直接面談を行うケースワーカーは相談者の生活状態等を正確に把握し、相談者にとってどのような方策がベストであるのかを親身になって相談に乗ることが必要であり、不適切な発言等のないよう今後も研修や指導を行ってまいります。

次に、当市の臨時職員がワーキングプアとなっていないかというご質問でございますが、臨時職員の賃金については最低賃金の改定などに伴いまして見直し、改善を図っているところでございます。また、9月10日から始まります自殺予防週間の対応ですが、北海道や医師会が行います自殺予防の電話相談事業については広報等により周知しているところであり

ます。いずれにしましても、現在の厳しい経済状況の中で今後ますます生活苦等による生活保護の申請の増加も考えられることから、セーフティーネットとしての生活保護制度が適正かつ有効に利用されるよう地域の民生委員との連携を密にし、対応してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 相原教育課長。

○教育課長（相原弘幸君） 大綱5、教育問題について、①、学級定数問題と教職員増員についてお答えいたします。

文部科学省からの通知では、来年度小学校1、2年生から35人学級を導入し、今後学年進行で実施する定数改善計画案が公表されました。これによって36人から40人までの学級についての教員配置が緩和され、少人数教育にも一歩前進し、目の届きやすい教育に資することができるものと思っておりますが、学校以外での子供を取り巻く環境は多岐にわたりますので、学校、家庭、地域が協力し合って子供を育てていく体制づくりは今後も変わらず重要と考えております。

そこで、議員ご指摘の教職員の増員については、市費単独での雇用は多額の予算が伴うことから難しいものと思っておりますが、昨今はいろいろな問題を抱えている子供が多いことから、昨年、ことしにかけて国の緊急雇用政策に伴う予算を利用して道教委とは別に1名教員の雇用を行い、学校などの要望にこたえているところであります。また、小学校においては、学習指導とともに生活指導も重視されますので、教員とは別に支援員として緊急雇用で2名、さらに赤平市の単独費によっても1名の雇用を行ってまいりまして、教員の負担軽減と子供たちへの教育支援のために勤務をいただいているところであります。いずれにしましても、子供個々人の状況に合わせての教育、指導が大切でありますので、支援員等の協力も得て、また担任だけに任せることなく、教職員全員が同じ意識のもとに一人一人の子供の教育にかかわるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますよ

うお願いいたします。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 穴戸忠君。

○4番（穴戸忠君）〔登壇〕 集中豪雨に対する地域の人々の安全のための施策ですが、人手がなくてなかなかその地域の状況をつかみ切れないのではないかと思います。しかし、命にかかわることですから、その地域には大雨のときは必ず顔を出したり連絡したりして安全の指導とか、とりあえずの施策をしていくことが大事だと思います。そして、将来はここをしっかりと直すよという安心のプランを示していく、こういうことが大事ではないかと思えます。

また、高齢者の不明問題、この問題では人員の不足やら国の対応やら不十分さがいっぱいあります。しかし、地域の住民、町内会や老人クラブや関係の諸団体と力を合わせてこういう高齢者の方々の所在をしっかりと把握していく、このことも大事ではないかと思えます。このことに大きく力を入れていく必要があると思えます。

さらに、介護保険の関係でいいますと、サービスのケアプラン、これが優先だという気持ちがありました。介護保険法の理念、これをしっかりと身につけてサービスに専念し、保険あって介護なし、こう言われないようにしていくことが大事ではないかと思えます。

教育の問題では、一定の実態に合った施策が示されたようであります。今日子供たちが学校で、本当に家庭の暮らしや困難が真っすぐに学校に反映しています。子供たちが不幸な事態にならないように、一定の施策が示されたと思えます。全力を挙げてそのことで学校が安心して過ごせることと同時に、教育の向上に全力を挙げていただきたいと、以上要望していきたいと思えます。詳しいことは、また決算委員会などで深めていきたいと思えます。

以上、これで質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって一般質問を終

了いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、あす10日から16日まで7日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、あす10日から16日までの7日間休会することに決しました。

---

○議長（獅畑輝明君） この際、ご報告いたします。

さきに設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

委員長に若山武信君、副委員長に北市勲君が選任されましたので、ご報告いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時33分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)